

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平成30年度回顧

京都市会事務局調査課

平成 30 年度を顧みて

平成 30 年 4 月に、韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長とが板門店で会談し、朝鮮半島の「完全な非核化実現」を共同の目標に掲げた「板門店宣言」に署名した。その結果、9 月には、韓国と北朝鮮の敵対関係の解消をうたった「平壤共同宣言」が調印され、南北融和ムードの機運が高まった。平成 30 年 6 月には、シンガポールで、アメリカのトランプ大統領と金正恩朝鮮労働党委員長が会談し、米朝が史上初の首脳会談を行い、「朝鮮半島の完全な非核化」を目指すことを明記した共同声明を発表した。10 月には、平成 17 年からドイツで長期安定政権を率いてきたメルケル首相が、首相職には令和 3 年までの任期満了まで留まるものの、与党・キリスト教民主同盟の党首を辞任し、首相の任期満了をもって政界を引退することを発表した。アメリカでは、11 月、4 年に 1 度の中間選挙が実施され、下院で野党・民主党が 8 年ぶりに過半数を奪還し、上院では、与党・共和党が多数派を維持したことで、両院で「ねじれ」が生じる結果となった。12 月には、アメリカを除く環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定参加 11 箇国が合意した新協定「TPP11」を発効した。

国内では、7 月に、法務省がオウム真理教の元代表松本智津夫 (麻原彰晃) 元死刑囚と死刑が確定していた元幹部 6 名の刑を一斉に執行し、平成 7 年に発生した地下鉄サリン事件から 23 年を経過して、一連の教団事件で死刑が確定した 13 名全員の刑の執行を終えた。10 月には、がんに対する新たな治療薬の開発に多大な貢献をされた、京都大学高等研究院 副院長・特別教授の本庶佑氏 (平成 31 年 2 月に本市名誉市民表彰) が、ノーベル生理学・医学賞を受賞した。11 月には、2025 年国際博覧会 (万博) の開催国を決める博覧会国際事務局総会がパリで開かれ、加盟各国の投票で大阪が選ばれた。同月、日産自動車のカルロス・ゴーン会長が金融商品取引法違反 (有価証券報告書の虚偽記載) 容疑で逮捕され、会長職を解任された。また、平成 30 年度は災害が相次いだ。6 月に、大阪府北部を震源とする「大阪府北部地震」が発生し、学校のブロック塀が倒れ、通学中の児童が死亡するなど 6 名が犠牲となり、7 月には、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった「平成 30 年 7 月豪雨」が発生し、14 府県で計 220 名を超える死者を出し、平成最悪の豪雨災害となった。9 月には、台風 21 号が発生し、5 府県で 10 名以上が死亡し、高潮等で関西国際空港が閉鎖され、関西経済に大きな打撃を与えた。さらに、同月、北海道で最大震度 7 を記録した「平成 30 年北海道胆振東部地震」が発生し、厚真町を中心に 40 名以上が死亡し、震源地に近い苫東厚真火力発電所が停止し、道内ほぼ全域の 295 万戸が停電した。

京都市政を見ると、平成 30 年度は、明治 150 年、自治 120 周年、世界文化自由都市宣言 40 周年、京都・パリ友情盟約締結 60 周年などの節目の年度であった。文化芸術面では、昭和 33 年に締結した京都・パリ友情盟約締結 60 周年を記念して、様々な取組を行った。市民生活の面では、平成 30 年度は地震、台風、豪雨等の自然災害が相次いだものの、京都が誇る優れた「地域力」、「人間力」が各地域で発揮され、行政機関と連携して臨機応変に対応を行った結果、尊い人命が失われることはなかった。子育て支援では、5 年連続で「保育所待

機児童ゼロ」を、7年連続で「学童保育待機児童ゼロ」を達成するとともに、教育面においても、平成30年度「全国学力・学習状況調査（学力テスト）」の結果で、本市立小学校の成績が、全教科で全国平均の平均正答率を大きく上回り、全教科の合計が、政令市中1位となった。環境政策の分野では、人口は横ばいである一方、観光客は増加している中においても、本市で受け入れているごみ量は、ピーク時（平成12年度）から約50パーセント削減し、さらに、食品ロス、プラスチックに係るゴミ問題についても市民ぐるみの取組を推進した。観光の分野では、平成30年の宿泊客数が1,582万人を記録するとともに、観光消費額が1兆3,082億円となり3年連続で1兆円を突破し、いずれも過去最高となった。また、国際会議件数も2年連続で300件を突破し、5年間で1.9倍となった。こうした取組の結果、民間シンクタンクが日本の都市特性について行った調査結果において、京都が文化芸術、科学技術イノベーション等を中心に高い評価を受け、都市の総合力1位に輝くとともに、イギリスの旅行雑誌において、2年連続で満足度1位となった。産業においては、本市が創設した「京都市地域企業未来力会議」において「京都・地域企業宣言」が行われ、企業の規模で評価するのではなく、地域との繋がりに着目した全国初の条例である「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」を平成31年3月に制定した。

京都市会では、5月市会において、久保勝信副議長の退任に伴い第93代副議長に湯浅光彦議員が就任した。6月には、台湾の台南市議会の頼美恵議長をはじめとする議員の方々京都市会を訪問され、両市議会間の友好交流協定を締結した。また、6月14日から16日までの3日間及び7月30日から8月1日までの3日間の計6日間で、市会初の試みである市会議場一般公開を実施し、計1,081名の方が来られた。9月市会では、削減した議員報酬を、災害対策に関する補正予算の財源の一部として活用するよう、補正予算の修正案を議員全員で提案し、全会一致で可決した。3月には、昭和63年1月から平成30年3月までの、30年間のあゆみを資料として後世に残し、これまでの議会活動の検証やこれからの議会活動の更なる活性化に資するため、新たな『京都市会史』を発行した。

本書は、京都市会・京都市政の平成30年度を回顧し、この年度に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録しています。参考資料として活用いただければ幸いです。

目 次

平成 30 年度を顧みて	1
第 1 副議長の選挙, 委員の選任等について	5
第 2 小林正明議員の逝去について	8
第 3 市会における取組等について	9
第 4 組織の一部改正等について	11
第 5 市財政について	27
第 6 平成 30 年度に発生した一連の災害に対する本市の対応について	42
第 7 「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」の策定について	47
第 8 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定について	49
第 9 京都市レジリエンス戦略の策定について	51
第 10 「京都市交響楽団条例」の制定について	53
第 11 「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」の制定について	55
第 12 京都経済センターのグランドオープンについて	57
第 13 児童虐待に関する本市の取組について	58
第 14 JR 嵯峨野線梅小路京都西駅の開業について	60
第 15 交通事業における増収増客に向けた取組について	62
資料	
第 1 平成 30 年度 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	66
第 2 平成 30 年度 請願等受理及び処理件数一覧	67
第 3 平成 30 年度 市会本会議における議案審議件数一覧	67
第 4 平成 30 年度 月別・分類別蔵書数一覧	68
第 5 平成 30 年度 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	70

第 1 副議長の選挙，委員の選任等について

1 副議長の選挙

平成 30 年 5 月 21 日の本会議において，久保勝信副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 93 代副議長に湯浅光彦議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票	
	67 票	湯浅光彦議員
北山ただお議員		18 票

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

平成 29 年京都市会定例会（平成 30 年 2 月市会）の 3 月 20 日の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

次のとおりとした。

名 称	所 管	定数
総務消防委員会	行財政局，総合企画局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文化環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教育福祉委員会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14
産業交通水道委員会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

(2) 市会運営委員会の定数

従来どおり，15 人とし，非交渉会派（2 会派）の各 1 名のオブザーバー参加を認めることとした。

(3) 各委員会の委員の選任

常任委員会及び市会運営委員会の委員として，それぞれ別記のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は，3 月 20 日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において，別記の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置

予算（決算）特別委員会に第 1 分科会，第 2 分科会及び第 3 分科会を置き，各分科会の所管及び定数は，次のとおりとすることとした。

分科会	所 管	定数
第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項	22
第 2 分科会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項	23
第 3 分科会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	22

なお，委員の選任等については，平成 30 年 5 月市会以後，それぞれの本会議で委員会の設置，委員の選任及び議案の付託を行った後，当該委員会を開会し，正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については，別記参照）。

(別記)

(平成 30 年 3 月 20 日現在)

委員会	常任委員会					市会運営委員会 (〇印理事)	特別委員会					議長	寺田																	
	総務消防	文化環境	教育福祉	まちづくり	産業交通水道		予算	決算	副議長	久保	監査委員																			
委員長	共河	公曾	自しまもと	民山	自田中	自吉	自下					正副団長 (〇印団長)																		
副委員長	自民 田中(た)	民鈴 田中(た)	自森 田中(た)	共赤 坂	共玉 山	公平 山	自みちはた	京森	共平 井	公かわしま	共加藤	公吉	民山	公青	共樋口	自山本	民中	共北	自椋	自山本(恵)	山本(恵)	山中	井坂	北山	曾我	青野	隠塚	山本(ひ)	江村	宇佐美
定数	13	13	14	14	13	15	67 第1分科会 22 第2分科会 23 第3分科会 22			7	7	6	京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																	
20	4	4	4	4	4	5	7	7	6	都市計画審議会委員(12)																				
18	4	3	4	3	4	5	6	6	6	小 林, 下 村, 田中(明), 西村(義), 井上(け), 西 野, 樋 口, 大 道, 西 山, 隠 塚, 村 山, 菅 谷 (任期:29.6.4~31.6.3)																				
11	2	2	2	2	3	3	4	4	3	人権擁護委員(8)																				
7	1	1	2	2	1	2	2	3	2	しまもと, 椋 田, 西村(善), ほ り, 久 保, 安 井, 森, 森 川 (任期:27.10.1~30.9.30)																				
4	1	0	1	1	1	オブザーバー1	1	2	1	京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(2)																				
4	1	1	1	1	0	オブザーバー1	2	1	1	中村, 井坂																				
無1	0	0	0	1	0		0	0	1	大 西																				
無1	0	1	0	0	0		0	0	1	豊 田																				
無1	0	1	0	0	0		0	0	1	やま ず																				

※予算(決算)特別委員会委員については、平成30年5月市会以後に選任等を行った。

第 2 小林正明議員の逝去について

小林正明議員(70歳 自民党市議団 北区 6期)は、平成30年12月4日に逝去された。

市会は、平成30年12月7日(平成30年京都市会定例会11月市会)に開会された本会議の冒頭において、議長から逝去の報告の後、深く哀悼の意を表し、全員起立して黙とうを捧げた。その後、平成31年2月19日(平成30年京都市会定例会平成31年2月市会)に開会された本会議において、市会議員を代表してひおき文章議員(公明, 北区)が追悼演説を行った。

なお、故人は生前、市会議長、文教消防委員長、交通水道委員長、予算・決算特別委員長、人権擁護委員、京都市都市計画審議会委員、京都市監査委員等を歴任され、また、市会議員として長年にわたり地方自治の発展に尽くされた功績により、京都市有功者、全国市議会議長会、京都府市町村自治功労者の表彰を受けている。

第 3 市会における取組等について

1 議員報酬（10 パーセント削減分）の活用

平成 30 年度議員報酬 10%削減によって生じた 7,700 万円について、9 月市会において、「大阪府北部を震源とする地震を受けたブロック塀対策の推進及び平成 30 年 7 月豪雨による被害への対応」の財源に充当し、財政調整基金の取崩し額を減額させることを議員全員で提案のうえ全会一致で可決した。

2 「見える市会」、「伝わる市会」の取組

京都市会では、市民の皆様により身近に感じていただけるよう、「見える市会」、「伝わる市会」を目指し、平成 30 年度においても様々な取組を行った。

(1) 「市会議場一般公開」及び夏休み期間中の「親子ふれあい議場見学会」の実施

市会議場は、平成 31 年度に改修されることから、歴史と趣のある現在の議場の姿を多くの方に見ていただくため、129 年前の記念すべき第 1 回京都市会と同日の平成 30 年 6 月 14 日から 16 日までの 3 日間及び 7 月 30 日から 8 月 1 日までの 3 日間の計 6 日間で「市会議場一般公開」を初めて実施した。平成 30 年は「市民による自治 120 年」に当たるほか、平成 31 年には京都市会誕生 130 周年を迎えることから、市会の誕生や、自治権の獲得に関する歴史等についての説明を行い、計 1,081 名の方が来られた。

また、市内に在住又は通学する 4 年生から 6 年生までの小学生及びその保護者を対象に、平成 19 年度から例年 11 月 3 日（文化の日）に実施してきた「親子ふれあい議場見学会」を、平成 30 年度は「市会議場一般公開」に併せて、小学校の夏休み期間中である 7 月 29 日に実施した。

(2) 子ども議場見学会の参加者が過去最多を更新

京都市会では、市内に在する小学校（国立・私立含む。）の 4 年生から 6 年生までの児童及び中学校（国立・私立含む。）の生徒を対象に子ども議場見学を実施しており、市内小・中学校の学年・クラス単位で、社会学習の一環として活用されてきた。平成 30 年度は計 29 校、733 名の児童・生徒が見学され、過去最多となった。

3 会議録検索システムをリニューアル・運用開始

平成 30 年 12 月 10 日から、京都市会ホームページ内の会議録検索システムについて、文字の大きさの選択や期間指定による検索機能等を追加したことで、本会議や委員会の会議録や委員会記録を、より見やすく、分かりやすく、使用できるようにシステムをリニューアルした。

4 台南市議会と友好交流協定を締結

6 月 13 日に台湾の台南市議会の頼美恵（ライミエ）議長をはじめとする議員の方々が京都市会を訪問され、両市議会間の友好交流協定である「京都市会と台南市議会との友

好交流に関する協定」を締結した。他都市議会との交流協定締結は、京都市会初の取組である。台南市議会とは、同じ「古都」としての政策上の課題等について、意見交換を行うなどこれまで交流を重ねてきた。今回の交流協定の締結を契機に、市民同士の交流の輪を広げ、相互理解を深めることで両市の発展に繋げていく。

5 議員研修会の実施

9月26日、京都市市政史編さん委員会の代表を務められた京都大学名誉教授の伊藤之雄氏を招き、市会議場において「京都市役所開庁120年を振り返る—近代京都の都市改造と公共性—」をテーマにした議員研修会を開催した。

6 新たな『京都市会史』を発行

京都市会では、この30年間のあゆみを資料として後世に残し、これまでの議会活動の検証やこれからの議会活動の更なる活性化に資するため、『京都市会史（収録期間：明治22年から昭和32年まで）』、『京都市会史続編（収録期間：昭和33年から昭和62年まで）』に続く、新たな市会史の編さんを平成29年度から進めてきた。

今回の市会史については、京都市会独自の取組に焦点を当て詳細に記録することとし、外部への委託を行わず、議員と市会事務局で編さんを行い、平成31年3月に『京都市会史—京都市会のあゆみと各種資料—（昭和63年1月～平成30年3月）』を発行した。

第 4 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

ア 日本の“こころの創生”を牽引する「世界の文化首都・京都」の実現

明治維新から 150 年，市役所開庁から 120 年，さらには京都が都市の理想として掲げた「世界文化自由都市宣言」から 40 年の節目を機に，同宣言で掲げた「世界と交流を深め，優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」という理想を改めて広く共有し，実現するための体制を構築する。

- (ア) 「世界の文化首都・京都」実現に向けた更なる文化事業推進のための体制強化（文化市民局）
- (イ) 文化財の更なる保存・活用等に向けた体制強化（文化市民局）
- (ロ) 美術館のリニューアルオープンに向けた体制強化（文化市民局）
- (ハ) 世界遺産・二条城の価値を将来にわたり受け継いでいくための体制強化（文化市民局）
- (ニ) 京町家の保全・継承を推進する体制強化（都市計画局） など

イ 京都の強みを最大限に活かした地域経済の更なる活性化

厳しい財政状況の中，京都のあらゆる潜在的な価値を徹底的に活かし，地域経済活性化に向けた取組を推進するとともに，市民の豊かさと将来の担税力の向上にしっかりと繋げるための体制を構築する。

- (ア) 中央卸売市場を拠点とした流通戦略・食文化の普及啓発を推進するための体制強化（産業観光局）
- (イ) 将来を見据えた地域経済活性化策を推進するための体制の構築（産業観光局）
- (ロ) 戦略的企業誘致を推進するための体制強化（産業観光局）
- (ハ) 学校跡地活用をより強力に進めるための体制強化（行財政局）
- (ニ) 中央卸売市場第一市場の再整備を着実に推進するための体制強化（産業観光局）
- (ホ) 宿泊税導入に向けた体制強化（行財政局） など

ウ 市民のいのちと暮らしを守り，子育て・教育環境を一層充実

自然災害などの外的ショック，人口減少や地域コミュニティの希薄化などの忍び寄る内的ストレスに耐え，可能な限り早急に回復し，より強靱になっていく「レジリエント・シティ」を実現するとともに，急増する民泊への対応，とりわけ違法民泊の根絶に向けた取組を推進し，安心安全なまちづくりを実現するための体制を構築する。

- (ア) 「レジリエント・シティ」を構築し，持続可能な社会を目指すための体制整備（行財政局）
- (イ) 民泊の更なる適正化に取り組むための体制強化（保健福祉局）
- (ロ) 再犯防止に向けた総合対策に取り組む体制強化（保健福祉局） など

エ 参加と協働による地域の個性と活力あふれるまちづくり

区民のまちづくりへの参加の機運を向上させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、ワールドマスタースゲームズ2021関西をはじめとする様々な取組を市民参加のもとに、オール京都で推進するための体制を構築する。

(7) 区の特성에応じたまちづくりをより一層推進する体制強化（区役所）

(4) ワールドマスタースゲームズ2021関西の開催に向けた体制強化（文化市民局）

(9) 次期京都市基本計画策定のための体制強化（総合企画局） など

(2) 主な人事異動の内容

ア 『レジリエンス』と『文化』を基軸とした政策の融合と連携

平成30年度は、「世界文化自由都市宣言」から40年の節目であり、これまでの取組を加速させ、理想の実現に向けた取組を大きく前進させる必要がある。

50年後、100年後も、理念に掲げた「永久に新しい文化都市」として京都が存続できるよう、あらゆるショックとストレスにしなやかに対応し、より強靱で持続可能な都市となることを目指す「レジリエント・シティ」や、「SDGs」の考え方を都市の理念に据えるとともに、「レジリエンス」と「文化」を基軸に、環境、経済、観光、伝統産業、教育、福祉、子育て、健康長寿、まちづくりなど、あらゆる政策の融合をより一層推進していく。

このため、今回の人事異動では、効果的かつ効率的な執行体制を構築すると同時に、組織の垣根を越えた政策の融合を徹底的に進める執行体制の構築と人事配置を行った。

イ 地域経済の更なる活性化と財政の健全化

都市の成長戦略を進めるとともに、全職員一丸となった徹底した行財政改革を断行し、財政の健全化を着実に進めてきたが、依然厳しい財政状況が続いている。

こうした状況を打破するためには、財政構造改革をより一層推進すると同時に、攻めの姿勢で、文化力、地域力、職員の実行力など、京都が誇る強みを最大限引き出し、担税力の向上、そして財政の健全化につなげなければならない。

厳しい人員状況の中にあっても、企業誘致の推進や学校跡地の活用、京の食文化の発信と流通戦略の強化、宿泊税の円滑な導入など、現下の課題に的確に対応することができる執行体制の構築と人員配置を行った。

ウ 女性職員の活躍推進

年々多様化していく市民ニーズに対し、的確に応えるとともに、将来にわたって活力あふれる組織であり続けるために、これまでから女性職員の登用を積極的に進め、活躍の場を広げているところである。

平成30年度については、京都市保健所長や深草担当区長をはじめとした様々な要職に女性職員を抜擢する等、引き続き登用を推進した。

管理職（課長級以上）に占める女性の比率は、18.4%（平成29年度：18.2%）、役付職員（係長級以上）全体では23.1%（同：23.0%）と、5年連続で過去最高を更新した。

(3) 局区等別の内容

ア 環境政策局関係

(7) 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第 49 回総会の開催に向けた体制強化

健全で恵み豊かな地球環境を将来世代に継承していけるよう、京都議定書誕生の地として、地球規模での温暖化対策の促進、パリ協定の目指す今世紀後半の脱炭素化の達成に向け、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第 49 回総会（令和元年 5 月頃開催予定）の本市開催に向けた取組を進めるため、地球温暖化対策室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(4) 観光地トイレの快適性を向上させるための体制強化

市民や観光客の満足度の向上を目指し、宿泊税を財源とした観光トイレ制度の更なる充実と観光地における公衆トイレリニューアルの拡充により、トイレの洋式化の促進と快適性向上を推進するため、循環型社会推進部まち美化推進課に担当係長を増員し、体制を強化する。

イ 行財政局関係

(7) 宿泊税導入に向けた体制強化

平成 30 年 10 月から課税を開始する宿泊税の周知広報や課税捕捉等を行うため、税務部税制課に「宿泊税担当課長」及び「宿泊税係長」を設置し、体制を強化する。

(4) 学校跡地活用をより強力に進めるための体制強化

学校跡地活用をはじめとする資産活用の取組をよりスピード感を持って強力に進めていくため、「資産活用担当局長」を設置するとともに、資産活用推進室に次に掲げる職を設置し、体制を強化する。

- a 学校跡地活用促進第一～第三課長
- b 学校跡地活用促進第一～第三係長

これに伴い、同室の次に掲げる職を廃止する。

- a 学校跡地活用促進課長
- b 学校跡地活用促進係長

(4) 「レジリエント・シティ」を構築し、持続可能な社会を目指すための体制整備

自然災害や人口減少、地域コミュニティの希薄化など、迫り来るあらゆる危機にしなやかに対応し、より強靱になっていく「レジリエント・シティ」の構築に向け、「京都市レジリエンス戦略」を策定、実行し、50年後、100年後も持続可能なまちづくりを目指すため、防災危機管理室に「レジリエンス戦略担当課長」を設置し、体制を整備する。

ウ 総合企画局関係

(7) 次期京都市基本計画策定のための体制強化

2021 年度からの市政運営の根幹となる次期京都市基本計画の策定に向けた検討を進めるため、市長公室に「計画調整係長」を設置し、体制を強化する。

エ 文化市民局関係

(7) 「世界の文化首都・京都」実現に向けた更なる文化事業推進のための体制強化

市民ぐるみで明治以降の京都の歩みを見直し、学び、未来に活かしていくことを目的とする「明治 150 年・京都のキセキ・プロジェクト」、世界文化自由都市宣言 40 周年を契機とした、文化都市・京都の発信・発展のための新たな顕彰制度の創設、芸・産学官の連携により文化芸術創造拠点・京都の持続的な発展を目指す「文化芸術創造拠点・京都プロジェクト」など、「世界の文化首都・京都」の実現に向けた文化事業を推進するため、文化芸術都市推進室文化芸術企画課に担当係長を 4 名増員し、体制を強化する。

(イ) 文化財の更なる保存・活用等に向けた体制強化

文化財の着実な維持・継承と活用の在り方について、包括的な検討を行うため文化芸術都市推進室文化財保護課に「計画係長」を設置し、体制を強化する。

また、文化遺産を保存するとともに、その活用に向けた取組を一層進めるため、無形文化遺産普及係長を「文化遺産普及活用係長」に改称する。

(ウ) 美術館のリニューアルオープンに向けた体制強化

平成 31 年度中のオープンを目指して取り組んでいる美術館再整備事業について、多くの人々を魅了する世界に誇れる美術館となるよう、再整備工事を着実に進めるとともに、「開館準備プロジェクト」として、展覧会準備や作品購入、開館に向けた運営企画業務等を推進するため、美術館総務課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(エ) 世界遺産・二条城の価値を将来にわたり受け継いでいくための体制強化

「文化財の保存と活用」のモデルとなる取組を一層推進するとともに、年間 200 万人を超える来城者を迎えるにふさわしい環境改善に取り組むため、元離宮二条城事務所担当係長を増員し、体制を強化する。

(オ) ワールドマスタースゲームズ 2021 関西の開催に向けた体制強化

2021 年には、ワールドマスタースゲームズの関西一円での開催が決定している。昨年度立ち上げられた京都市実行委員会やその他関係団体と連携しながら、実施計画の策定や PR 活動等に取り組んでいくとともに、ワールドマスタースゲームズを契機に、健康長寿を目指した生涯スポーツの振興を図るため、市民スポーツ振興室に「ワールドマスタースゲームズ・事業推進担当課長」を設置するとともに、担当係長を増員し、体制を強化する。

(カ) 市民のスポーツ事業への更なる参画に向けた体制整備

ゴールデンスポーツイヤーズを迎えるに当たり、市民がスポーツに関わる機会を創出し、関心を高め、市民スポーツ活動の一層の充実に繋げるため、京都マラソン担当部長を「スポーツ活動・京都マラソン担当部長」に、また、スポーツ振興課長を「スポーツ活動推進課長」にそれぞれ改称する。

(キ) 番号制度の更なる活用促進に向けた体制整備

行財政局で所管しているマイナンバーカードの活用に係る施策の企画及び調整

に関する事務を文化市民局地域自治推進室に移管し、カードの交付に関する事務と併せて所管することで、更なる活用策の検討をはじめとした、交付率の向上に資する取組を推進する。

オ 産業観光局関係

(7) 中央卸売市場を拠点とした流通戦略・食文化の普及啓発を推進するための体制強化

食への信頼と豊かな京の食文化を支える中央卸売市場の再整備に加え、市場を拠点とした流通戦略の推進や積極的な販路開拓、集荷力強化に強力に取り組むことで、「先進的食品流通拠点」を目指すとともに、あらゆる施策に「食」を通じた好循環を生むため、「京の食文化・流通戦略監」を設置する。

(4) 将来を見据えた地域経済活性化策を推進するための体制整備

局の統括部門である産業戦略部産業総務課と、産業政策に係る企画・調査機能を担う同部産業政策課を統合し、局内政策の企画立案、マネジメント機能を強化することで、地域経済活性化策を強力に企画・推進していくため、新たに「産業企画室」を設置する。

(5) 戦略的企業誘致を推進するための体制強化

京都経済の活力をより一層高めていくためには、未来の京都の成長・発展を見据え、本市における学術研究・先端産業等集積のあり方を検討し、新たな用地の創出・確保を更なるスピード感をもって、強力に推進する必要がある。

そこで、用地創出に向けた具体的な手法を検討し、着実に事業を推進するため、新産業振興室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(1) 中央卸売市場第一市場の再整備を着実に推進するための体制強化

今後、複数の大型工事案件を同時並行的に実施していくとともに、物流の効率化・高度化を図るなど、中央卸売市場第一市場の再整備を着実に推進していくため、担当課長 2 名及び担当係長 1 名をそれぞれ増員し、体制を強化する。

カ 保健福祉局関係

(7) 民泊の更なる適正化に取り組むための体制強化

住宅宿泊事業法が平成 30 年 6 月に施行されることを受け、民泊の需要がより高まっていく中、市民と観光客の安心安全の確保や、市民生活との調和、さらには、いわゆる「違法民泊」の根絶など、持続可能な宿泊環境の整備に向けた取組を推進するため、医療衛生推進室医療衛生センターに「旅館業審査担当」、「住宅宿泊事業審査担当」及び「宿泊施設監視指導担当」の 3 つの担当を設けるとともに、次に掲げる職を設置することで、体制を強化する。

- a 旅館業審査担当課長，旅館業審査第一～第三係長
- b 住宅宿泊事業審査担当課長，住宅宿泊事業審査係長
- c 宿泊施設監視指導担当課長，宿泊施設監視指導第一～第三係長

これに伴い、同室の宿泊施設審査指導担当課長並びに宿泊施設審査指導第一

及び第二係長を廃止する。

(イ) 再犯防止に向けた総合対策に取り組むための体制の構築

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、昨年末に国の「再犯防止推進計画」が策定された。今後、本市においても、再犯防止に係る具体的な取組をまとめた「京都市版再犯防止計画（仮称）」の策定に向けた検討を行っていくため、保健福祉部保健福祉総務課に担当係長を増員し、体制を強化する。

また、計画を策定するに当たっては、広範囲な行政分野からの検討が必要であるため、保健福祉部長をリーダーとする「再犯防止対策検討プロジェクトチーム」を設置する。

キ 子ども若者はぐくみ局関係

(7) 児童関連施設における適切な運用確保に向けた体制強化

児童関連施設における適正な運営を確保し、全ての児童が健全に育成されることを目指し、これまでから監査を実施している保育所や児童養護施設等に加え、新たに児童厚生施設（児童館）及び放課後等健全育成事業（学童クラブ）に対しても児童福祉法施行令の改正を踏まえた実地監査を行うため、はぐくみ創造推進室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(イ) 民間保育園への移管に伴う山ノ本保育所の廃止

平成 30 年 4 月に山ノ本保育所を民間保育園に移管することに伴い、本市の組織としての山ノ本保育所を廃止する。

ク 都市計画局関係

(7) 京町家の保全・継承を推進するための体制強化

昨年度制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の普及・啓発に努めるとともに、新たに「京町家保全・継承推進計画」を策定し、京都ならではの趣のある街並みや、個性豊かで洗練された生活文化の象徴である京町家を保全・継承していくため、まち再生・創造推進室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(イ) 四条通地下道活性化事業に取り組むための体制強化

安心・安全で快適な歩行空間の確保や、賑わいの創出など、「人」が主役となる「歩いて楽しいまちづくり」を四条通の地下において実現することを目指し、関係団体と協力しながら、地下道中央部分の活用・活性化策を検討するため、歩くまち京都推進室に担当係長を増員し、体制を強化する。

ケ 建設局関係

(7) 北陸新幹線の整備に係る技術的支援を行う体制の構築

北陸新幹線の開業に向けて、鉄道・運輸機構が実施する地質調査への協力や、地元や関係者への説明など、これまで以上に技術的な視点での支援が必要になるため、建設企画部建設企画課に「北陸新幹線整備担当課長」を設置するとともに

担当係長を増員し、体制を強化する。

また、建設企画部の関係職員に総合企画局リニア・北陸新幹線誘致推進室への兼職をかけることで、連携体制を構築する。

(イ) 京都高速道路新十条通の移管に向けた体制強化

平成31年4月に阪神高速道路株式会社から本市に移管される京都高速道路新十条通について、トンネル構造の設備関係の検討・調整を行うため、土木管理部河川整備課に担当係長2名を増員し、体制を強化する。

コ 区役所関係

(7) 区の特성에応じたまちづくりをより一層推進する体制の強化

平成27年度末に策定した「新たな区政創生」に基づき、各区の特성에応じた区政を展開し、区民主体のまちづくりをより一層戦略的に推進していくため、共に平成31年3月に区制140周年を迎えることを契機に、新たなまちづくりに取り組む上京区役所及び下京区役所の地域力推進室に「企画課長」を、また、国内外からの観光客が急増している伏見稻荷大社周辺の交通混雑等の課題に取り組む伏見区役所深草支所の地域力推進室に「企画係長」を、それぞれ設置する。

サ プロジェクトチーム

(7) プロジェクトチームの新設（再掲）

「京都市版再犯防止推進計画（仮称）」を策定するに当たっては、広範囲な行政分野からの検討が必要であるため、保健福祉部長をリーダーとする「再犯防止対策検討プロジェクトチーム」を設置する。

(イ) 「民泊」対策プロジェクトチームの改組

民泊の適正化に向けて市内の全職員が高い意識を持って取組を進める必要があるため、宿泊税の導入や、区役所との連携、ごみ問題への対応等の観点からチーム員の構成を見直し、体制を充実する。

(ウ) プロジェクトチームの廃止

安心・安全な東大路通の実現に向け、これまではプロジェクトチームが中心となって取組内容やスケジュールを検討してきたが、平成30年度以降は関係局区において着実に事業を進めていく段階となるため、平成29年度末で「安心・安全な東大路通歩行空間創出事業推進プロジェクトチーム」を廃止する。

(4) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減		
本 庁		9局52部・室 77課	9局51部・室 75課	1部・室減 2課減		
会 計 室		1室	1室	増減なし		
事業所	第1類	12所 46課	12所 46課	増減なし		
	第2類	34所	34所	増減なし		
	第3類	20所	19所	1所減		
区 役 所		11区3支所 56部・室 74課 14所	11区3支所 56部・室 74課 14所	増減なし		
				計	局相当	増減なし
					部相当	1減
					課相当	2減
					係相当	1減

イ 人事異動総数及び内訳

		29年度	30年度
異 動 総 数		1,102人 (うち昇任 484人)	913人 (うち昇任 373人)
内 訳	局 長 級	22人 (うち昇任 16人)	16人 (うち昇任 15人)
	部 長 級	86人 (うち昇任 49人)	61人 (うち昇任 34人)
	課 長 級	279人 (うち昇任 116人)	240人 (うち昇任 89人)
	課長補佐級	153人 (うち昇任 123人)	119人 (うち昇任 92人)
	係 長 級	562人 (うち昇任 180人)	477人 (うち昇任 143人)

2 消防局の人事異動（4 月 1 日付け）

人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	305 人	
内	局 長 級	1 人（うち昇任 1 人）
	部 長 級	6 人（うち昇任 5 人）
	課 長 級	77 人（うち昇任 7 人）
訳	課 長 補 佐 級	71 人（うち昇任 16 人）
	係 長 級	150 人（うち昇任 23 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 新たな「経営ビジョン」の策定

市バス事業については、平成 24 年度に経営健全化団体を脱却し、地下鉄事業についても、経営健全化計画に掲げる 1 日 5 万人増客の目標を 2 年前倒しで達成する見込みとなり、計画期間の平成 30 年度までに経営健全化団体からの脱却が見通せる状況にあった。

このような状況を踏まえ、市バス・地下鉄の今後 10 年間の経営を見据えた「経営ビジョン」を策定し、市バス事業の自立経営の堅持と地下鉄事業の中断なき経営健全化を推進していくため、企画総務部に担当部長を、企画総務部総務課に担当課長及び担当係長を新設した。

イ 地下鉄の安全性と快適性の向上

(7) 地下鉄烏丸線への新型車両の導入

平成 33 年度に地下鉄烏丸線が開業 40 年となり、車両更新時期を迎えることから、将来の可動式ホーム柵の全駅設置を目指し、自動列車運転装置を搭載した便利で快適な新型車両の導入に着手するため、高速鉄道部高速車両課に「車両新造係長」を新設した。

(4) 地下鉄駅の管理体制の強化

お客様が大幅に増加している地下鉄において、高齢者や視覚障害のある方、車いすを御利用の方等の安全確保の向上と、災害や車両故障等の緊急時の迅速な対応を図るため、地下鉄駅に担当係長を増員し、安全管理体制の強化を図った。

ウ その他

局長級ポストの「理事」を中心に、市バスの安全性向上に徹底して取り組むことはもとより、多くのお客様に市バスを御利用いただいていることにより、一部路線で混雑が発生していることを踏まえ、市バスの前乗り後降り方式の導入や均一運賃区間の更なる拡大等、より一層の利便性向上に向けて、有識者会議における御意見等を頂きながら取り組んだ。

(2) 組織数

区分	28 年度	29 年度	増減
部 相 当	3 部 1 室	3 部 1 室	—
課 相 当	11 課 9 事業所	11 課 9 事業所	—

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		58 人 (うち昇任 28 人)
内 訳	局 長 級	2 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	3 人 (うち昇任 2 人)
	課 長 級	15 人 (うち昇任 6 人)
	課 長 補 佐 級	5 人 (うち昇任 5 人)
	係 長 級	33 人 (うち昇任 14 人)

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 経営マネジメントの強化

ビジョン・プランに掲げた施策を着実に推進するとともに、刻々と変化する経営環境にも的確かつ迅速に対応し、健全な財務体質の確保をはじめ、事業を未来に確実につなげる経営を更に推進するため、経営・財務・資産活用部門を一体化した「経営戦略室」を設置し、経営マネジメントの強化を図った。

イ 事業・防災拠点整備の推進

南部エリアを所管する水道・下水道管路の維持管理部門の集約や局本庁機能の移転による緊急時等にも機動的に活動できる事業・防災拠点の整備を着実に進めるとともに、事業所の集約等により生じる資産の有効活用を推進するため、総務部に「資産・拠点整備担当部長」を設置し、「経営戦略室担当部長」と兼職とした。

また、総務部総務課に「拠点整備担当課長」、経営戦略室に「資産活用課長」を設置し、推進体制を強化した。

ウ 水道管路の更新・耐震化の更なる推進

老朽化した水道管路の更新・耐震化の更なる推進とともに、お客さまの給水装置から道路下の配水管までを一元的に統括・管理する体制を構築するため、水道部に「給水課」及び「配水課」を統合した「水道管路課」を設置した。

エ 戦略的な広報・ICTの推進

戦略的な広報・広聴活動を展開し、事業への理解・関心を高める施策を充実させるとともに、ICTの活用に向けた調査・研究を推進するため、総務課に「広報・ICT担当課長」を設置した。

オ 企業力の更なる向上

公営企業として将来にわたり水道・下水道を支え続けるための職員力・組織力の向上を図るとともに、これまで培ってきた技術力を次世代に確実に継承するため、総務部に「企業力向上推進室」を設置した。

また、技術監理室長が同室「担当部長」を兼職し、技術力の継承を連携して推進した。

カ 営業所の再編

平成30年5月に北部営業所と左京営業所を再編し、新たな「北部営業所」を現在の左京営業所所在地に設置し、市内東西南北の4営業所体制を構築した。

また、水道・下水道に係る各種施策を積極的に推進し、お客さまニーズに応じたサービスを更に向上させるため、各営業所に「利用促進係長」を設置した。

(2) 人事異動

主要ポストに意欲・能力・実績を備えた職員を積極的に配置した。

水道・下水道の技術職課長級への女性職員の登用をはじめ、本庁課と事業所との交流、局内公募制度の活用等によって、強力な執行体制を構築した。

また、市長部局との人事交流を継続して実施し、京都市行政全体の更なる連携を推進

した。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

		改 正 前	改 正 後	増 減
上 下 水 道 局	本 庁	3 部 2 室 14 課	3 部 4 室 11 課	1 減
	事業所	21 所	20 所	1 減

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		133 人 (うち昇任 40 人)
内 訳	局 長 級	0 人 (うち昇任 0 人)
	部 長 級	7 人 (うち昇任 1 人)
	課 長 級	34 人 (うち昇任 10 人)
	課 長 補 佐 級	20 人 (うち昇任 10 人)
	係 長 級	72 人 (うち昇任 19 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 教育委員会総体で取り組む「働き方改革」に向けた体制整備

国全体で教職員の多忙化が大きな社会問題となる中、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働くことができる環境を整備することは、本市教育にとっても喫緊の課題であるという認識の下、平成30年度には部活動指導員制度の本格導入や教員の事務的業務をサポートするスタッフの新規配置など、人的配置を拡大するとともに、勤務時間をより客観的に把握できるシステムの新規導入に取り組むなど、更なる「働き方改革」を推進した。

こうした様々な施策が学校で生かされるよう、学校への指導助言のみならず、教育委員会事務局内の調整等を担う担当として、新たに「総務部担当部長（働き方改革担当）」及び教職員人事課内に担当係長（働き方改革）を新設した。

イ 地元主導による学校統合実現に向けた体制整備

(7) 学校統合推進室の機能強化

全国的に少子化が進む中、京都市においても中心部はもとより、周辺部の小規模校化も進展しており、これまでに72の小・中学校を19校に統合してきたが、今後、更なる地元主導による学校統合の実現のため、学校統合推進室に担当課長1名及び担当係長1名を増員した。さらに、都市計画局との連携推進などのため、教育環境整備室の学校統合担当課長及び係長に学校統合推進室との兼職を発令した。

(4) 京北地域小中一貫教育校の開校に向けた体制整備

令和2年4月に開校予定の「京北地域小中一貫教育校」における教育構想や各教科の具体的な教育内容及び指導体制等について、関係各課・学校と連携して多角的な検討を行い、京北地域ならではの特色ある充実した教育を推進するための準備に万全を期すため、指導部に「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室」（課相当）を新設した。

※ 指導部学校指導課職員の兼職による8名体制

室 長 1 名（学校指導課首席指導主事（中等））

副室長 2 名（学校指導課担当課長（学校経営支援）及び学校指導課首席指導主事（初等））

担当係長 3 名（学校指導課小中一貫教育・学校運営企画係長、初等教育係長及び中学校教育係長）

参与 2 名

ウ 学校施設の整備充実に向けた体制整備

多くの学校施設が築30年以上を迎える中、校舎・体育館等の「改築」から「長寿命化」への転換を図り、学校施設の点検、診断、修繕・改修及び長寿命化計画など維持管理の業務サイクル（メンテナンスサイクル）を構築することを目指して策定した「学校施設マネジメント計画」（基本計画及び行動計画）に基づく取組を、効果的・効率的に推進するとともに、今後の学校統合の進展や新定時制・新普通科系高校の建設に伴う業務を踏まえ、教育環境整備室について、現行の長寿命化推進担当、

環境整備担当，高校建設担当を再編し，総合的・組織的な執行体制を整備した。

＜教育環境整備室 組織新旧対照表＞（波線：変更箇所）

旧	新
教育環境整備室長	教育環境整備室長
担当課長（ <u>長寿命化推進</u> ）	担当課長（ <u>施設マネジメント</u> ）
計画調整係長	担当課長（ <u>建設整備</u> ）
長寿命化推進係長	計画調整係長
担当課長（ <u>高校建設</u> ）	長寿命化推進係長
担当係長（高校建設）	担当係長（建設整備第一）
担当課長（ <u>環境整備</u> ）	担当係長（建設整備第二）
施設整備係長	担当係長（高校建設）
担当係長（環境整備）	
担当課長（学校統合）	担当課長（学校統合）
担当係長（学校統合）	担当係長（学校統合）
担当係長（学校統合）	担当係長（学校統合）
担当課長（用地土木）	担当課長（用地土木）
用地係長	用地係長
土木整備係長	土木整備係長

エ 就学前施設と小学校との連携・入学児童の情報共有推進に向けた取組

平成 30 年度から全面実施された幼稚園教育要領，保育所保育指針等において，幼児期に育ててほしい 10 の姿が明確化され，幼児教育の学びの成果を小学校と共有し，小学校教育との円滑な接続を図ることが一層求められている。

就学前の子どもたちが，幼稚園・保育所等から市立小学校にスムーズに移行できるよう，これまで以上に小学校と幼稚園・保育所等が相互に情報共有し，それぞれの取組に反映できるような仕組みづくりを検討するため，教育委員会指導部学校指導課，総務課などで新たにプロジェクトチームを構成し，子ども若者はぐくみ局及び関係機関とも連携しながら，調査研究を行った。（市会海外行政調査団提言）

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局へ の転任	市長部局等 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		58	(4)	3	8	69
内 訳	局 長 級	0	—	—	2	2
	部 長 級	3	—	—	1	4
	課 長 級	14	(1)	—	4	18
	課長補佐級	21	(1)	1	1	23
	係 長 級	20	(2)	2	0	22

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校等から の転入	退 職	合 計
異 動 総 数		21	29	9	59
内 訳	局 長 級	1	—	—	1
	部 長 級	1	—	1	2
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	5	5	4	14
	指 導 主 事 等	14	24	4	42

第 5 市財政について

1 平成 30 年度予算

(1) 予算編成方針

現下の課題にしっかりと対応しつつ、「未来を展望し挑戦する予算」を編成

ア 予算の基本姿勢

- 平成 30 年は、明治維新 150 年、市役所開庁（自治権獲得）120 周年、更に、京都が都市の理念として掲げた「世界文化自由都市宣言」40 周年
- 150 年前、千年を超えて続いた都の地位を事実上失う都市存亡の危機の中で、先人達は、「京都をこのまま衰退させてはならない」と立ち上がり、全国初の番組小学校創設、全国初の芸術大学、工業高校の創設により、人づくり、文化芸術を基軸としたものづくりに尽力。更に琵琶湖疏水や日本初の水力発電所、市電開業など、今に至る京都の礎となる先進的な取組に次々と挑戦
- 40 年前、市会の議決を得て世界文化自由都市を宣言して以来、宣言をあらゆる政策の最上位の都市理念とし、「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」実現に向け、文化を基軸とした都市経営を推進
- 世界規模で格差の拡大、紛争の多発、環境破壊が進行する今こそ、先人達の志と偉業に学び、文化を基軸に人づくり、観光、福祉、まちづくりなど、あらゆる政策分野を融合し、京都の持つ潜在力を最大限に引き出す機会
- この機を捉え、厳しい財政状況の中でも決して守りに入ることなく、京都の未来のための先行投資を積極的に推進
- 徹底した行財政改革により財源を捻出し、市民生活の安心安全、全国トップレベルの福祉、教育、子育て支援にしっかりと予算を確保すると同時に、「文化力」をはじめとする京都の強みを最大限に活かした成長戦略、宿泊税を財源とした「住んでよし訪れてよし」のまちづくりなど、京都の今と未来に真に必要な施策を展開
- これらにより、京プラン実施計画第 2 ステージに掲げる 307 施策全てを着実に前進させ「未来を展望し挑戦する予算」を編成

< 予算規模 >

(単位：億円，%)

	29年度	30年度(案)	対前年度増△減	
			増△減額	増△減率
全会計	16,897	17,155	258	1.5%
一般会計	7,669	7,845	176	2.3%
特別会計	6,597	6,664	67	1.0%
公営企業会計	2,632	2,647	15	0.6%

一般会計は、大規模改修や未来への先行投資など公共事業の進捗に伴い、対前年比 176 億円の増

国民健康保険事業は、30 年度からの都道府県単位化に伴う国の財政支援の拡充により、一人当たり保険料を△2.2% (△2,123 円) 引下げ

地下鉄事業は、計画から 1 年前倒しの 29 年度に経営健全化団体から脱却見通し
[一般会計の主な増減要素]

投資的経費	+198 億円 (29 年度 672 →30 年度 870)
うち、南部クリーンセンター建替+76 億円、美術館整備+49 億円、 小中学校統合整備+46 億円、市庁舎整備+43 億円	
社会福祉関連経費	+51 億円 (29 年度 2,620 →30 年度 2,671)
公債費	+24 億円 (29 年度 841 →30 年度 865)
給与費	+1 億円 (29 年度 1,682 →30 年度 1,683)
退職手当除く	△8 億円 (29 年度 1,526 →30 年度 1,518)
中小企業融資制度預託金	△40 億円 (29 年度 400 →30 年度 360)
地下鉄経営健全化対策出資金	△64 億円 (29 年度 64 →30 年度 -)

イ 一般財源収入の状況

(単位：億円, %)

区 分	29年度 予算	30年度 予算案	対前年度	
			増△減額	増△減率
市税	2,532	2,853	321	12.7%
うち市民税個人分	848	1,093	245	28.9%
市民税法人分	234	281	47	20.2%
固定資産税	1,034	1,046	11	1.1%
宿泊税	0	19	19	皆増
府税交付金	625	392	△233	△37.3%
地方交付税・臨時財政対策債	1,077	1,057	△20	△1.9%
地方譲与税その他	54	58	4	7.9%
一般財源収入総額	4,288	4,361	73	1.7%

※ 30 年度の府税交付金には、26 年 4 月からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増 (107 億円) を含む。この増収分 (107 億円) については、全額、社会保障の維持と更なる充実 (1,287 億円) のために活用する。

(参考) 教職員給与費移管分除く一般財源収入の状況

(単位：億円, %)

区 分	29年度 予算	30年度 予算案	対前年度	
			増△減額	増△減率
市税	2,532	2,612	80	3.2%
うち市民税個人分	848	852	4	0.5%
市民税法人分	234	281	47	20.2%
固定資産税	1,034	1,046	11	1.1%
宿泊税	0	19	19	皆増
府税交付金	351	357	5	1.6%
地方交付税・臨時財政対策債	883	867	△16	△1.8%
地方譲与税その他	54	58	4	7.9%
一般財源収入総額	3,820	3,895	75	1.9%

※ 30 年度一般財源収入総額は、ピーク時 (平成 12 年度) の 4,205 億円から△310 億円

ウ 特別の財源対策

(7) 平成 29 年 11 月時点の収支不足見込 350 億円

(イ) 財源捻出の取組 223 億円

財政構造改革の取組による財源捻出 121 億円

人件費の削減 23 億円

職員数 179 人の削減など

事業見直しや財源の確保 60 億円

資産の有効活用の徹底 38 億円

市税等一般財源収入の増 48 億円

その他 54 億円

公債費の減 15 億円

国の財政支援拡充等に伴う

国民健康保険繰出金の減 10 億円

その他歳入歳出の精査 29 億円

(ウ) 30 年度当初予算における特別の財源対策額 127 億円

29 年度当初予算における特別の財源対策額 147 億円から 20 億円縮減

(参考) 特別の財源対策の推移

(単位：億円)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算	行政改革推進債	38	35	42	43	48	56
	公債償還基金取崩	93	12	32	50	99	71
	合 計	131	47	74	93	147	127
決算	行政改革推進債	26	34	32	37	-	-
	公債償還基金取崩	12	9	9	50	-	-
	合 計	38	43	41	87	-	-

エ 実質市債残高*の状況

※ 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く、本市が実質的に返済に責任を負う市債残高

<全会計の実質市債残高>

㉙末 1兆7,076億円 → ㉚末 1兆6,898億円 (△178億円)

※ 22年度末との比較

㉒末 1兆9,427億円 → ㉚末 1兆6,898億円 (△2,529億円)

生産年齢人口1人当たり実質市債残高

㉒末 202万円 → ㉚末 187万円

<一般会計の実質市債残高>

㉙末 8,768億円 → ㉚末 8,794億円 (+26億円)

未来のための思い切った投資や、公債償還基金の取崩しにより、残高は増

30年度中の発行(借入) 予定額 550億円

30年度中の償還(返済) 予定額 595億円

差 引 45億円 の減

公債償還基金の取崩し	71 億円 の増
	26 億円 の増

※ 22 年度末との比較

⑳末 9,817 億円 → ㉑末 8,794 億円 (△1,023 億円)

生産年齢人口 1 人当たり実質市債残高

㉑末 102 万円 → ㉓末 97 万円

オ 連結ベースの財政健全化

(ア) 地下鉄事業は、経営健全化団体から、経営健全化計画よりも 1 年前倒しとなる 29 年度での脱却を前提とした予算

(イ) 市バス事業は、「前乗り後降り」方式の導入など混雑対策にしっかりと対応するとともに、路線・ダイヤの拡充、安全運行の推進、魅力あるバス待ち環境の創出など、更なる利便性向上の取組を推進

「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」に向けた取組により、引き続き旅客数増

・地下鉄 29 年度予算から 15 千人増の 393 千人/日 (㉑378 千人/日)

・市バス 29 年度予算から 6 千人増の 368 千人/日 (㉑362 千人/日)

両事業合わせて 21 千人増の 761 千人/日 (㉑740 千人/日)

(ウ) 国民健康保険事業は、これまでから進めてきた徴収率向上や医療費適正化の取組に加え、30 年度からの都道府県単位化に伴う国の財政支援の拡充により、収支の改善が進み、一人当たり保険料を△2.2% (△2,123 円) 引下げ

(2) 市会の審議と予算の成立

平成 30 年度当初予算その他関連議案は、平成 29 年京都市会定例会 (平成 30 年 2 月市会) に提案され、2 月 16 日に市長の提案説明が行われ、2 月 22 日、23 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 16 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 23 日に予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

予算特別委員会では、2 月 26 日の行財政局 (第 1 分科会)、2 月 27 日の都市計画局 (第 2 分科会)、交通局 (第 3 分科会) を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 9 日、12 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 19 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 20 日の最終本会議において、30 年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

2 平成 29 年度決算

(1) 一般会計の概要

	28年度		29年度		差引	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
歳入総額	7,032	82	7,699	79	666	97
歳出総額	7,015	33	7,682	43	667	10
歳入歳出差引額	17	49	17	36	△	13
翌年度へ繰り越すべき財源 (繰越事業費－未収入特定財源)	12	66	13	57		92
	(181億26百万-168億60百万)		(117億09百万-103億52百万)			
実質収支	4	84	3	79	△1	05
単年度収支	△14	25	△1	05	13	20

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 公債償還基金の取崩しなど特別の財源対策を講じたうえでの数値である。

平成 29 年度は、歳入総額・歳出総額が共に前年度から 667 億円増加しているが、これには京都府からの教職員給与費の移管（605 億円）が含まれており、この影響を除く増加額は 62 億円となっている。

歳入では、国の経済政策と本市の成長戦略があいまって景気は緩やかな拡大が続いており、個人市民税、固定資産税が堅調に推移し、法人市民税も増加に転じたことから、市税収入は、対前年度比 40 億 66 百万円の増となった。

とりわけ、個人市民税については、納税義務者数が過去最高の 65 万 7 千人、納税義務者 1 人当たりの所得も増加するなど、堅調に推移している。

これに加えて、前年度に大きく減少した地方交付税等についても回復したことから、教職員給与費の移管分を除く一般財源収入は、対前年度比 98 億 38 百万円の増となった。

一方、歳出では、高齢化の進展や子育て支援の充実による社会福祉関連経費の増（一般財源ベースで対前年度比 54 億円の増）にしっかりと対応するとともに、市民生活の安心・安全、都市の成長・都市格の向上につながる施策を着実に推進した。

施策推進の財源確保のため、行財政改革を徹底し、歳入面では、全庁を挙げ、職員が丸となって市税等の徴収率向上の取組を推進した結果、市税（98.8%）、国民健康保険料（94.1%）、介護保険料（98.7%）、市営住宅家賃（99.2%）において、過去最高の徴収率を達成した。このほか、施設の統廃合等により生み出された土地の売却や学校跡地の有効活用等により歳入確保に努めた。

また、歳出面では、社会福祉や防災・安全等、必要な部署には必要な人員を配置する一方、業務の効率化や「民間にできることは民間に」を基本とした委託化・民営化等により職員数、人件費の削減を図ったほか、予算の効率的な執行の徹底により、財源確保に取り組んだ。

それでもなお財源は不足し、将来の借金返済に備えて積み立てている公債償還基金を 69 億円取り崩したことにより、実質収支は+3 億 79 百万円となったものの、平成 28 年度（単年度限りの対策 35 億円を講じたうえで公債償還基金 50 億円を取崩し）に引き続き、本市財政は厳しい状況にある。

(参考 1) 一般財源収入の状況

(単位：億円)

	28年度 決算	29年度			対前年度 増△減	備考
		当初予算	決算	対予算 増△減		
一般財源合計 (教職員給与と費移管分除く)	3,781 (3,781)	4,288 (3,820)	4,345 (3,880)	+57 (+60)	+564 (+98)	
市税	2,516	2,532	2,557	+25	+41	
うち個人市民税	835	848	849	+1	+14	
うち法人市民税	240	234	255	+21	+15	
うち固定資産税	1,027	1,034	1,040	+6	+13	
府税交付金 (教職員給与と費移管分除く)	350 (350)	625 (351)	628 (361)	+3 (+9)	+278 (+11)	
うち配当割交付金	11	17	16	△1	+4	
うち株式等譲渡所得割交付金	7	9	16	+7	+9	
うち地方消費税交付金	276	270	269	△1	△7	
うち府民税所得割臨時交付金等	0	274	268	△6	+268	教職員給与と費移管分268億円
地方交付税等 (教職員給与と費移管分除く)	812 (812)	1,077 (883)	1,103 (905)	+26 (+22)	+291 (+93)	教職員給与と費移管分198億円
減収補てん債	28	-	2	2	△26	
財政調整基金の取崩し	23	-	2	2	△22	
その他	51	54	53	△1	+2	地方譲与税など

(注) 億円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(参考 2) 特別の財源対策の推移

(単位：億円)

		24	25	26	27	28	29	30
予算	行政改革推進債	35	38	35	42	43	48	56
	公債償還基金の取崩し	61	93	12	32	50	99	71
	合計	96	131	47	74	93	147	127
決算	行政改革推進債	18	26	34	32	37	44	—
	公債償還基金の取崩し	9	12	9	9	50	69	—
	合計	27	38	43	41	87	113	—

(2) 特別会計の決算

ア 歳出決算規模

会計名	28年度		29年度		増減	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	3	42	5	79	2	37
国民健康保険事業	1,705	27	1,666	50	△ 38	77
介護保険事業	1,257	69	1,314	88	57	19
後期高齢者医療	176	61	186	35	9	74
地域水道	12	06		—	△ 12	06
京北地域水道	26	13		—	△ 26	13
特定環境保全公共下水道	4	76		—	△ 4	76
中央卸売市場第一市場	26	67	62	11	35	44
中央卸売市場第二市場・と畜場	17	71	60	47	42	76
農業集落排水事業		40		51		11
土地区画整理事業	6	22	1	07	△ 5	15
駐車場事業	13	27	8	38	△ 4	89
土地取得	47	38	45	86	△ 1	52
市公債	3,176	36	3,067	39	△ 108	97
市立病院機構病院事業債	24	22	29	94	5	72
特別会計合計	6,498	18	6,449	26	△ 48	92

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 数値が0の場合は「-」、数値は存在するが百万円未満の端数処理により1未満となる場合は「0」としている。

イ 収支の状況

会計名	28年度		29年度		増減	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	8	31	6	93	△ 1	38
国民健康保険事業	16	60	54	05	37	45
介護保険事業	18	04	41	94	23	90
後期高齢者医療	7	14	7	13	△	1
地域水道		53		—	△	53
京北地域水道		95		—	△	95
特定環境保全公共下水道		34		—	△	34
中央卸売市場第一市場	10	04	9	88	△	15
中央卸売市場第二市場・と畜場		2		—	△	2
農業集落排水事業		0		—	△	0
土地区画整理事業	1	09	1	92		83
駐車場事業		—		—		—
土地取得		—		—		—
市公債		1		0	△	0
市立病院機構病院事業債		—		—		—
特別会計合計	63	07	121	86	58	79

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 数値が0の場合は「-」、数値は存在するが百万円未満の端数処理により1未満となる場合は「0」としている。

歳出の決算規模では、国民健康保険事業が被保険者数の減少による医療給付費の減等により、対前年度比 38 億円 77 百万円の減となったほか、市公債特別会計が借換債の発行額の減少等により、対前年度比 108 億円 97 百万円の減となった。また、平成 28 年度末に地域水道及び京北地域水道を水道事業特別会計に、特定環境保全公共下水道を公共下水道事業特別会計に、それぞれ統合したことによりいずれも皆減となった。

一方、介護保険事業が高齢化の進展による介護サービス利用の増等により、対前年度比 57 億円 19 百万円の増となったほか、中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場

第二市場・と蓄場特別会計は、再整備工事の進捗に伴い、いずれも対前年度比増となった。

収支の状況では、国民健康保険事業において、医療給付費の減や保険料徴収率の向上等により、前年度と比べ 37 億 45 百万円収支が改善し、54 億 5 百万円の累積黒字となった（過大交付され返還を要する国庫負担金等を除く実質的な累積収支は約 37 億円）。また、介護保険事業において、介護給付費の増が想定を下回ったことや保険料徴収率の向上等により、前年度と比べ 23 億 90 百万円収支が改善し、41 億 94 百万円の累積黒字となった（過大交付され返還を要する国庫負担金等を除く実質的な累積収支は約 17 億円）。

ウ 公営企業会計

(7) 歳出決算規模

会計名		28年度		29年度		増減	
		億	百万円	億	百万円	億	百万円
水道事業	収益的支出	263	73	279	10	15	37
	資本的支出	280	22	314	91	34	69
	計	543	95	594	01	50	06
公共下水道事業	収益的支出	459	17	463	00	3	83
	資本的支出	418	53	438	03	19	50
	計	877	70	901	03	23	33
自動車運送事業	収益的支出	185	21	192	50	7	29
	資本的支出	34	35	46	60	12	25
	計	219	56	239	10	19	54
高速鉄道事業	収益的支出	318	15	317	63	△	52
	資本的支出	367	28	430	95	63	67
	計	685	43	748	58	63	15
公営企業会計合計		2,326	63	2,482	73	156	09

(注1) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(注2) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(4) 単年度収支の状況

会計名		平成28年度		平成29年度		増減	
		億	百万円	億	百万円	億	百万円
水道事業	経常損益	55	74	51	61	△4	13
	特別損益		-		-		-
	純損益	55	74	51	61	△4	13
公共下水道事業	経常損益	49	39	45	41	△3	98
	特別損益	△2	50		-	2	50
	純損益	46	89	45	41	△1	48
自動車運送事業	経常損益	26	87	22	69	△4	18
	特別損益		-	1	17	1	17
	純損益	26	87	23	86	△3	01
高速鉄道事業	経常損益	16	08	2	12	△13	96
	特別損益		-		-		-
	純損益	16	08	2	12	△13	96

(注) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(ウ) 資金不足比率の状況

平成 27 年度以降、全ての会計において資金不足は発生していない。

(I) 各会計の経営状況**a 水道事業**

節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続く中、山間地域の水道事業の統合に加え、ホテル・旅館など一部の業種での使用水量の増加により有収水量が 2 年連続で増加し、水道料金収入が対前年度比 98 百万円増の 276 億 81 百万円となった。また、山間地域の水道事業に係る繰入金の増加により一般会計繰入金が増加したことから、経常収益は対前年度比 11 億 24 百万円増の 330 億 71 百万円となった。

一方、営業所の再編（6 営業所→5 営業所）など、効率的な事業運営に努めたものの、山間地域の水道事業統合に伴い、人件費、物件費、減価償却費が増加したことから、経常費用は対前年度比 15 億 37 百万円増の 279 億 10 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 51 億 61 百万円の黒字となった。

経営面では、利用者数が増加している一方で、1 利用者当たりの使用水量は減少し続けており、今後は、人口減少による水需要の減少や管路、施設の老朽化が進むことが見込まれる。経営環境が厳しさを増す中であっても、安全・安心な水道を将来にわたって守り続けていくため、新たに策定した「京（みやこ）の水ビジョンーあすをつくるー」及び「中期経営プラン（2018-2022）」に基づき、経営基盤の強化を図りつつ、地震対策や老朽化した水道管の更新等の事業を着実に進めていく。

b 公共下水道事業

節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続く中、山間地域の下水道事業の統合に加え、ホテル・旅館など一部の業種で使用水量が増加したものの有収汚水量は僅かに減少し、下水道使用料収入が対前年度比 61 百万円減の 221 億 67 百万円となった。また、山間地域の下水道事業に係る繰入金の増加により一般会計繰入金が増加したことから、経常収益は対前年度比 2 億 35 百万円増の 508 億 41 百万円となった。

一方、山間地域の下水道事業統合に伴い、人件費、物件費、減価償却費が増加したことから、経常費用は対前年度比 6 億 33 百万円増の 463 億円となった。

この結果、当年度純損益は 45 億 41 百万円の黒字となった。

今後も、水道事業と同様、水需要の減少や管路等の老朽化が進むことに加え、下水道事業に対する国の財政支援の見直しが議論されるなど、経営環境が厳しさを増す中であっても、安全・安心な下水道を将来にわたって守り続けていくため、新たに策定した「京（みやこ）の水ビジョンーあすをつくるー」及び「中期経営プラン（2018-2022）」に基づき、経営基盤の強化を図りつつ、基幹施設

の改築更新・耐震化や雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備等の事業を着実に進めていく。

c 自動車運送事業

路線・ダイヤの充実等に加え、地下鉄・市バスのネットワークを活用し、ひとと公共交通優先のまちづくりに一層取り組むため、「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」の達成に向けた全庁を挙げた取組や民間と行政の共汗による「チーム『電車・バスに乗るっ』」の取組の推進により、1 日当たりお客様数は対前年度比 5 千人増の 36 万 8 千人となった。これにより、運送収益は対前年度比 2 億 90 百万円増の 202 億 45 百万円となり、経常収益は対前年度比 3 億 11 百万円増の 215 億 19 百万円となった。

一方、事業規模の拡大に伴う管理の受委託に係る経費や、軽油価格の上昇に伴う燃料費が増加したことなどにより、経常費用は対前年度比 7 億 29 百万円増の 192 億 50 百万円となった。

これに、京都バス株式会社に委託している市バス錦林出張所で発生した運賃窃盗事案に係る同社からの損害賠償金収入 1 億 17 百万円の特別利益を加えた当年度純損益は、23 億 86 百万円の黒字となった。

このほか、平成 27 年度に確定した利益剰余金（23 億 81 百万円）を予算で定めたとおり、市バス事業の充実に活用するとともに、高速鉄道事業の経営健全化を財政面から支援するために出資したほか、これまでの一般会計からの出資に対する配当を行った。

今後については、車両等の更新費用として 200 億円を超える将来負担を抱えるほか、バス運転士・整備士の不足が見込まれるなど、厳しい経営状況となることが想定される。引き続き「自立した経営」を堅持していくため、運営コストや設備更新費用の抑制など、一層の経営効率化を図るとともに、更なる利便性の向上によりお客様の増加を図る「攻めの経営」を推進していく。

d 高速鉄道事業

市バス事業同様、民間と行政の共汗による「チーム『電車・バスに乗るっ』」の取組の推進等により、1 日当たりお客様数は対前年度比 8 千人増の 38 万 7 千人となった。これにより、運輸収益が対前年度比 4 億 6 百万円増の 253 億 66 百万円となった一方、一般会計補助金が減少したことなどにより、経常収益は対前年度比 14 億 48 百万円減の 319 億 75 百万円となった。

また、減価償却費等が増加したものの、支払利息が減少したことなどにより、経常費用は対前年度比 52 百万円減の 317 億 63 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 2 億 12 百万円の黒字となった。

経営健全化計画に基づき、安全対策やお客様サービスの向上に努めつつ、増客の取組や駅ナカビジネスの積極的展開による増収策、コスト削減等の経営健全化の取組を推進してきたことにより、計画を上回って収支が改善し、財政健

全法に定める資金不足は生じておらず、資金不足比率は経営健全化基準の20%を下回った。また、今後も安定的に資金不足比率が20%を下回る見込みであり、計画より1年前倒しで経営健全化団体から脱却することとなった。

しかしながら、企業債等残高が3,629億円にのぼることに加え、309億円の累積資金不足を抱えており、依然として全国一厳しい経営状況に変わりはない。また、経営健全化団体脱却後は、国制度に基づく一般会計からの経営健全化対策出資金がなくなり累積資金不足は増加する。さらに、今後700億円を超える車両等の更新費用を要するなど厳しい状況が続くことから、引き続き、徹底したコスト削減など一層の経営の効率化を図るとともに、更なる利便性の向上とお客様の利用拡大に努めていく。

エ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

	28年度	29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	30.00%
実質公債費比率 (教職員給与費移管分除く)	15.2%	12.8% (13.3%)	25.0%	35.0%
将来負担比率 (教職員給与費移管分除く)	226.2%	197.4% (217.3%)	400.0%	-

(注1) 黒字の場合、実質赤字比率は「-」となる。

(注2) 健全化判断比率は、地方公共団体の標準的な一般財源規模を示す「標準財政規模」を分母とし算定している。平成29年度は教職員給与費の移管に伴い一般財源が大幅に増加し、算定上の分母が大きくなり比率に影響が生じていることから、それらの影響を除く数値を()に示している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び全会計とも「-」となっている（赤字の場合のみ比率が表される。）。

また、実質公債費比率は、教職員給与費移管により標準財政規模が大幅に増加したことに加え、償還を迎える満期一括債が減少したことから、前年度から2.4ポイント減の12.8%となった。将来負担比率は、教職員給与費移管により標準財政規模が大幅に増加したことに加え、市債残高の縮減や、焼却灰溶融施設整備に係る訴訟の和解金を公債償還基金等へ積み立てたことにより将来負担額が減少したことから、前年度から28.8ポイント減の197.4%となった。

平成29年度決算における20政令指定都市の比較（8月末時点）では、実質公債費比率が高い方から4番目、将来負担比率は2番目の値となり、他の政令指定都市に比べ将来的な財政負担が大きい状態にある。

オ 本市財政の現状と今後の財政運営

本市財政は、市民1人当たりの市税収入が他の政令指定都市の平均を下回るなど、構造的に財政基盤が脆弱であることに加え、三位一体改革以降の地方交付税等の大幅な削減により、一般財源収入はピーク時から300億円以上減少した状態が続く一方、この間の社会福祉関連経費に要する財源は400億円以上増えている。また、財政調整基金の残高は他の政令指定都市と比較して極端に少なく、硬直的な財政運営を余儀なくされている。

こうした状況の中、本市ではこれまでから、市税等の徴収率の向上、人件費の削減や事務事業の見直し等の行財政改革を推進しているが、それでもなお財源が不足し、将来の借金返済に備えて積み立てている公債償還基金の取崩し等の特別の財源対策に依存せざるを得ない厳しい状況が続いている。

平成 29 年度決算においても、平成 28 年度に落ち込んだ一般財源収入が回復したものの、社会福祉関連経費の増等により、歳出に必要な財源を賄うには至らず、公債償還基金の取崩し等の特別の財源対策を講じたうえで、収支均衡を図っている状態であり、依然として厳しい決算となった。

今後も社会福祉関連経費の増加が続くことは必至であり、財政運営が一層厳しさを増す見通しの中、市民の安心安全を守り、京都の未来への展望を開くための事業は機を逃さず実行する必要がある、このような状況下で特別の財源対策から脱却することは決して容易ではない。

国に対して、地方交付税の必要額の確保など地方財政制度の抜本的な改革に向けて引き続き強く要望を行うとともに、市民や市内企業の所得向上により税収を増やすという視点を重視し、都市の成長戦略と行財政改革をより一層強力に進めていくことにより、特別の財源対策から脱却し、持続可能な財政運営の確立を目指していく。

(参 考) 実質市債残高の状況

国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除いた実質的な市債残高は、全会計合計で、平成 28 年度末から 469 億 6 百万円減の 1 兆 6,849 億 62 百万円となり、ピーク時の平成 14 年度末と比べ、4,106 億 91 百万円減少した。一般会計分でも、平成 28 年度末から 223 億 27 百万円減の 8,634 億 50 百万円となり、ピーク時の平成 20 年度末と比べ、1,197 億 1 百万円減少した。

なお、実質市債残高の減少額には、焼却灰溶融施設整備に係る訴訟の和解に伴う市債の繰上償還額等 118 億 83 百万円を含んでいる。

一方で、臨時財政対策債の残高は 28 年度末から 333 億 6 百万円増加し、4,415 億 91 百万円となっている。なお、これを含めても全会計の市債残高は 28 年度末から 136 億円減少した。

市 債 現 在 高 の 推 移	28年度		29年度		増減	
	金 額	伸び率	金 額	伸び率	金 額	
	億 百万円	%	億 百万円	%	億 百万円	
全 会 計 (臨 時 財 政 対 策 債 を 除 く)	17,318 68	△1.7	16,849 62	△2.7	△ 469 06	
(臨 時 財 政 対 策 債 を 含 む 合 計)	(21,401 53)	(△0.2)	(21,265 53)	(△0.6)	(△136 00)	
内	一 般 会 計 (臨 時 財 政 対 策 債 を 除 く)	8,857 77	△1.0	8,634 50	△2.5	△ 223 27
	(臨 時 財 政 対 策 債)	(4,082 85)	(6.3)	(4,415 91)	(8.2)	(333 06)
	(臨 時 財 政 対 策 債 を 含 む 一 般 会 計)	(12,940 62)	(1.2)	(13,050 41)	(0.8)	(109 79)
訳	特 別 会 計	598 96	△6.4	415 37	△30.7	△ 183 59
	公 営 企 業 会 計	7,861 94	△2.0	7,799 75	△0.8	△ 62 19

(注1) 満期一括償還に伴う積立金相当額を除いている。

(注2) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

＜臨時財政対策債について＞

臨時財政対策債は、地方交付税の代わりに国が機械的に配分するもので、本市において発行額をコントロールできず、近年は臨時財政対策債の残高が増加しており、市会の意見書等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止と地方交付税の必要額の確保を国に強く要望している。

(3) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を平成 30 年 9 月市会で行い、その結果、決算 17 件はいずれも認定された。

3 国の施策・予算に関する提案・要望行動

本市の平成 31 年度国の施策・予算に関する提案・要望については、文化の力による日本全体の地方創生の推進や、いのちとくらしを守り、安心と豊かさを実感できる社会の実現、安心安全なまちづくりの推進のために、特に重要な項目を 4 政策 31 項目として取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 30 年 6 月に関係各省庁や地元選出国会議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 31 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 31 年度）」を中心とした要請活動が、関西広域連合においては、「平成 31 年度国の予算編成等に対する提案」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

- ア 「平成 31 年度国の施策・予算に関する提案・要望」
 <6 月> 関係省庁、京都府選出国会議員に提案・要望
- イ 「今夏の度重なる災害への対応に関する緊急要望」
 <9 月> 関係省庁に要望
- ウ 「平成 31 年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望」
 <11 月> 関係省庁、京都府選出国会議員に提案・要望

(2) 指定都市による主な共同提案・要望

- ア 「平成 31 年度国の施策及び予算に関する提案」
 <7～8 月> 各市が分担して政党や関係省庁に要請
 - イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 31 年度）」
 <10 月> 税財政関係特別委員長会議*（10 月 28 日）
 ※ 京都市会は、総務消防委員会が担当
 総務消防委員会等による党派別要望活動
 公 明 党：11 月 15 日
 国民民主党：11 月 19 日
 自由民主党：11 月 20 日
 日本維新の会：11 月 21 日
 日本共産党：11 月 26 日
 - ウ その他の主な要望・提言等
 - ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2018（仮称）に対する指定都市市長会提言（5 月 15 日）
 - ・ 喫緊の大都市の諸課題について（6 月 5 日）
 - ・ 人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言（9 月 27 日）
- ※ 指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会共同

- ・ 文化芸術立国の実現に向けた指定都市市長会提言（12 月 26 日）
- ・ 「国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化に関する指定都市市長会提言」（2 月 6 日）

(3) 関西広域連合による主な提案・要望

ア 「平成 31 年度国の予算編成等に対する提案」

〈6 月及び 11 月〉 関西広域連合委員等が分担して政党や関係省庁に要請

イ その他の主な要望・提言等

- ・ 大阪府北部を震源とする地震に関する緊急要望（7 月 1 日）
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨に関する緊急要望（7 月）
- ・ 関西の人流・物流リダンダンシーに関する緊急提言～関西元気宣言～（9 月 22 日）
- ・ 政府関係機関の関西への移転推進に関する緊急申し入れ（11 月 21 日）
- ・ 北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書（11 月 30 日）

第 6 平成 30 年度に発生した一連の災害に対する本市 の対応について

1 概要

平成 30 年度は、近年稀に見る多くの災害が発生した。ここでは、「大阪府北部を震源とする地震」、「平成 30 年 7 月豪雨」及び「平成 30 年台風第 21 号」に対する本市の対応等を掲載する。

(1) 大阪府北部を震源とする地震

ア 災害の概要

平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 58 分頃、大阪府北部を震源とするマグニチュード 6.1 の地震が発生した。大阪府高槻市などで最大震度 6 弱を観測した大規模な地震は、本市においても、中京区、西京区及び伏見区で震度 5 強を観測するなど、大きな揺れを観測した。本地震は、午前 7 時 58 分頃に発生したことから、鉄道利用者が通勤通学途上で、車両内に多く閉じ込められることとなり、気分不良などにより 4 名の方が救急搬送された。また、高槻市では、小学校に設置されていたコンクリートブロック塀が通学路に倒壊し、児童が下敷きになって亡くなるという痛ましい事故が起こった。

イ 本市の主な被害（平成 30 年 12 月末時点）

重軽傷を合わせた人的被害は 14 名で死者は発生していない。住家被害は 931 件でライフラインについては、水道のにごり水等の発生はあったものの、大きな被害はなかった。交通機関も、点検等のため JR をはじめとする鉄道各社が運行停止となったが、当日中にはほとんどが運行を再開した。

ウ 本市の災害対応

発災直後に、京都市災害対策本部を設置し、第 3 号体制による災害対応を行った。その後、余震の発生状況等を勘案しながら順次体制を縮小し、3 日後に平常体制へと移行した。

被災者支援対策としては、建物の瓦落下等の一部破損が伏見区や西京区において、多く発生しており、り災証明書の迅速な発行のため、被害調査に「自己判定方式」を新たに導入した。また、京都市被災者住宅再建等支援制度を適用するとともに、その他の被災者支援制度も併せて、ホームページ等を活用した市民周知を行った。

コンクリートブロック塀対策については、高槻市での事故を受け、発災後直ちに本市の公共施設に設置しているブロック塀の緊急点検を行い、撤去や改修等を順次実施している。民間施設等のブロック塀については、ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度の創設等により対策を促進している。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨

ア 災害の概要

平成 30 年 7 月 5 日未明から降り続いた雨は、西日本から東海地方を中心に多くの観測点において史上 1 位を記録するなど、記録的な降水量となった。これに伴い、主要な河川水位が上昇し、洪水等の危険性が増大した。とりわけ、桂川においては、日吉ダムの貯水量が飽和状態となり、異常洪水時防災操作が行われるなど、緊迫した状

態であった。また、土壌雨量指数も上昇し、土砂災害に対しても最大限の警戒が必要な状態であった。

イ 本市の主な被害（平成 30 年 12 月末時点）

大雨や河川の増水による直接的な人的被害は発生していない。一方で、51 件の住家被害が発生したほか、基準雨量の超過や倒木等による通行規制が 46 件発生した。その他、河川敷の運動公園の冠水や農林水産等被害も多く発生した。

ウ 本市の災害対応

7 月 5 日午前 1 時 49 分の大雨警報発表により、同時刻をもって京都市災害対策本部を設置し、第 1 号体制による災害対応を行った。その 3 日後の 7 月 8 日午後 8 時 21 分に大雨警報が解除されたため、平常体制に移行した。

土砂災害に対しては、7 月 5 日午前 5 時 25 分、土壌雨量指数の上昇に伴い右京区京北地域に対して最初に「避難勧告」を発令した。一方、水害に対しては、同日午後 2 時 55 分、京北地域の弓削川が避難判断水位に達したことに伴い流域周辺の学区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。その後も降雨が続き、最終的には 5 日から 8 日にかけて、180 学区 497,039 世帯、1,027,408 人に対して、避難勧告等を発令した。避難勧告等の発令に際しては、地域の自主防災会等に各指定緊急避難場所を開設、運営いただき、各避難場所における最大避難者数の合計は 2,337 人であった。

また、近畿地方整備局や水資源機構と、河川水位や日吉ダムの状況などの情報を適宜共有するなど、水防活動や避難勧告等の発令予測等に活用した。

(3) 平成 30 年台風第 21 号

ア 災害の概要

平成 30 年台風第 21 号は、8 月 28 日午前 9 時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、30 日午後 3 時には「非常に強い」勢力となり 31 日午前 9 時にはマリアナ諸島付近で「猛烈な」勢力に発達した。その後、高知県を暴風域に巻き込みながら北上し、「非常に強い」勢力を保ったまま、9 月 4 日正午頃、徳島県南部に上陸、その後も北に進み、午後 2 時頃には兵庫県神戸市付近に上陸し、午後 3 時には日本海へ抜けた。台風が「非常に強い」勢力を保ったまま日本に上陸したのは平成 5 年台風第 13 号以来であった。

この台風により、京都府では 4 日正午過ぎから暴風となり、京都市中京区で最大瞬間風速 39.4 メートル、最大風速 21.8 メートルを観測した。

イ 本市の主な被害（平成 30 年 12 月末時点）

人的被害 33 人、住家被害が約 7 千棟、また、市内で最大約 9 万軒の停電が最長 17 日間にわたるなど、市民生活に大きな影響を及ぼした。また、今回の台風では、健全な人工林等を含む大規模な倒木被害が発生し、公道沿い等の市民生活に大きな影響を及ぼす箇所での被害も目立った。

ウ 本市の災害対応

子ども若者はぐくみ部では、台風の進路や見通しを踏まえ、あらかじめ所管する施設に対して運営に係る対応方針を示したことにより、施設及び利用者の混乱を未然に防ぐことができた。消防部では、台風の勢力や特徴を踏まえ、体制の増強に際して、

あらかじめ定められた人員体制を柔軟に変更させることにより、適切な災害対応を行うことができた。

停電対応については、平成 29 年台風第 21 号を教訓に、関西電力との連絡体制について整備を行っていたが、今回の台風では、未曾有の暴風による災害となり、関西電力の情報収集能力の限界を超え、この体制が機能しなくなった。そのため、関西電力から市災害対策本部に技術部門のリエゾン（情報連絡員）を派遣してもらい、密に情報共有することで、その後の建設局が行う道路啓開と、関西電力による停電復旧の調整を行うことができたため、とりわけ初動においては、比較的スムーズに作業を実施できた。

暴風での倒木等による大規模停電については、その発生とともに、復旧の見通し等に係る広報等にも大きな課題が生じる結果となったが、復旧に当たっては本市から関西電力に対し、病院や高齢者等の入居施設、山間部での拠点となる区役所出張所や消防出張所等、優先すべき箇所や施設を適宜示しながら作業を進める等連携を図った。また、地域と土木事務所が一丸となり、関西電力とも連携して、倒木の除去等、道路の通行止めの解消に向けて全力で取り組み、復旧作業の迅速化にも全面的に協力を行った。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成 30 年 7 月豪雨」における本市の災害対応に係る総括について
- ・ 「平成 30 年台風第 21 号」における本市の災害対応に係る総括について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 6 月 25 日	総務消防委員会	大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 58 分発生）による被害状況等について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 7 月 9 日	総務消防委員会	・大雨警報（7 月 5 日午前 1 時 49 分発表）等に伴う被害状況等について（速報）理事者報告及び質疑応答 ・大阪府北部地震への対応等について質疑応答
平成 30 年 7 月 23 日	総務消防委員会	大阪府北部地震及び平成 30 年 7 月豪雨への対策等について質疑応答
平成 30 年 7 月 26 日	議案・審議結果	大阪府北部を震源とする地震及び平成 30 年 7 月豪雨の災害対応の検証と災害体制の再構築を求める決議を全会一致で可決
平成 30 年 9 月 3 日	総務消防委員会	「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成 30 年 7 月豪雨」における本市の災害対応に係る総括について理事者報告及び質疑応答

平成 30 年 9 月 20 日 平成 30 年 10 月 1 日	予算特別委員会	大阪府北部地震, 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年台風第 21 号に係る被災状況, 被災者に対する独自支援等について質疑応答
平成 30 年 9 月 27 日 平成 30 年 9 月 28 日	本会議 代表質問	一連の災害に対する認識と今後の対応について など
平成 30 年 10 月 2 日 平成 30 年 10 月 3 日 平成 30 年 10 月 16 日 平成 30 年 10 月 17 日	決算特別委員会	大阪府北部地震, 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年台風第 21 号に係る総括, 今後の対応等について質疑応答
平成 30 年 10 月 25 日	議案・審議結果	「地震や台風等の災害対策に関する意見書及び学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書」及び「今年度の一連の災害を踏まえた災害対策を求める決議」を全会一致で可決
平成 30 年 11 月 28 日	本会議 代表質問	防災意識の向上について など
平成 30 年 11 月 29 日	予算特別委員会	被災者住宅再建等支援補助, 災害復旧の予算編成等について質疑応答
平成 31 年 1 月 21 日	総務消防委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・平成 30 年中の災害発生状況(速報)について ・「平成 30 年台風第 21 号」における本市の災害対応に係る総括について
平成 31 年 2 月 4 日	総務消防委員会	平成 30 年度京都市防災会議及び京都市国民保護協議会の審議結果について理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 2 月 20 日 平成 31 年 2 月 27 日 平成 31 年 2 月 28 日 平成 31 年 3 月 13 日 平成 31 年 3 月 14 日	予算特別委員会	被災者住宅再建等支援補助, 防災減災対策等について質疑応答
平成 31 年 2 月 25 日 平成 31 年 2 月 26 日	本会議 代表質疑	防災・減災対策について など

4 決議

平成 30 年 10 月 25 日 今年度の一連の災害を踏まえた災害対策を求める決議

平成 30 年 7 月特別市会において全会一致で可決した「大阪府北部を震源とする地震及び平成 30 年 7 月豪雨の災害対応の検証と災害体制の再構築を求める決議」を踏まえ、去る 9 月 3 日の総務消防委員会において、「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成 30 年 7 月豪雨」における本市の災害対応に係る総括について」が報告され、避難場所の運営等、当該災害への対応に係る検証と改善策が示されたところである。

一方、その後上陸した台風 21 号では、本市においても、最大瞬間風速が戦後最大の 39.4 メートルを記録し、昭和 9 年の室戸台風に次ぐ観測史上 2 番目の暴風を発生させ、住家はもとより、社寺等の文化財をはじめ、公共施設、商業施設、農林業施設などに甚大な被害をもたらし、いまだ完全復旧には至っていない状況である。

この数箇月の間で、地震、豪雨、台風による自然災害が立て続けに猛威を振るったことは、我々一人一人に自然災害の脅威を再認識させ、その対策に早急に取り組まなければならないことを痛感させるものである。

よって京都市においては、「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成 30 年 7 月豪雨」に加え、倒木や停電等、「台風 21 号」における災害対応についての検証と改善策を取りまとめ、併せて早急に実行することを求める。

以上、決議する。

第 7 「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」の策定について

1 概要

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとした伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有している。そして、千年以上にわたり、京都の、そして日本の中心として、伝統をベースに時代ごとの新たな知恵、技術を取り入れて、変革を繰り返して発展を続ける精神で、何度も危機を乗り越えてきた地域である。

応仁の乱勃発による「西陣」の呼称発祥から 550 年目の節目を迎えた平成 29 年には、本市の「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度において、「北野・西陣でつづられ広がる伝統文化」が最初の認定を受け、地域の多彩な魅力に改めて注目が集まっている。

さらに、国においては、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、京都への全面的な移転が目指されると同時に、食文化をはじめとする生活文化などの複合領域も文化政策の対象として捉え、文化の力による地方創生が期待されている。

こうした西陣の歴史性、文化性に注目が集まっている機運を捉え、西陣の誇る資源と変革を繰り返して発展を続ける精神を最大限に発揮しつつ、文化を基軸に経済や観光とも融合させながら、新たな西陣の未来を拓くまちづくりを推進し、ひいては、京都全体の活性化につなげるため、「西陣を中心とした地域の活性化ビジョン～温故創新・西陣～」を平成 31 年 1 月に策定した。本ビジョンでは、おおむね 50 年先を見据えた地域の大きな将来像を描きながら、今後 10 年間で取り組むべき方策をまとめている。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 西陣を中心とした地域活性化ビジョン「温故創新・西陣」

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 3 月 2 日 平成 30 年 3 月 12 日	予算特別委員会	西陣の地域活性化について質疑応答
平成 30 年 10 月 4 日	決算特別委員会	西陣を中心とした地域の活性化ビジョンの検討状況について質疑応答
平成 30 年 10 月 18 日	総務消防委員会	「西陣を中心とした地域活性化ビジョン（案）」に関する市民意見募集について理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 1 月 21 日	総務消防委員会	西陣を中心とした地域活性化ビジョン（案）」に対する市民意見募集の結果及び活性化ビジョン（改訂案）について理事者報告及び質疑応答

平成 31 年 3 月 5 日	予算特別委員会	西陣を中心とした地域の活性化について質 疑応答
-----------------	---------	----------------------------

第 8 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定について

1 概要

山科は、1400 年を超える歴史と豊かな自然に恵まれ、住民自治の伝統が脈々と受け継がれ、人と人のつながりが強く、また、区内に JR 線、京阪線、地下鉄が走り、高速道路の出入口も 2 箇所設置されているなど、交通利便性の高いまちである。

さらに、近年は、刑法犯認知件数が 6 年間で 6 割も減少し、今では市内 11 行政区で人口当たりの犯罪件数が 2 番目に少ない安心安全のまちで、平成 29 年には 4 年ぶりに人口が転入超過となった。

一方で、人口は、近年はほぼ横ばいで推移していたが、これからは本格的な人口減少社会に突入し、今から約 30 年後には、全市平均を上回る速さで人口減少や高齢化、少子化が進むと予測されるなど、今、大きな時代の転換点を迎えている。

こうしたことから、子どもや孫の世代になっても山科が活力に満ちた魅力的なまちであるために、山科の未来にとって非常に大きな可能性を秘める京都刑務所敷地の活用を核とした、これからの山科のまちづくりの方向性を示す「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」を平成 31 年 2 月に策定した。

本戦略においては、今の山科区の姿と将来見通しを踏まえ、「目指す姿」と「これからの山科区のまちづくりの方向性」を掲げ、さらに、まちづくりの方向性を実現するうえでポイントとなる 5 つのエリア及び各々の今後の方向性を設定し、今後、山科全体が将来にわたって活性化するように取組を進めていくこととしている。

※ 京都刑務所は、昭和 2 年に、当時はまだのどかな田園風景が広がる現在地に移転された。

現在、市内の都市部で約 10.7 ヘクタール（3 万 2 千坪）という広大な土地を確保することは極めて難しく、本市では、この土地の活用が山科区の魅力あるまちづくりはもとより、京都全体の発展にも大きく寄与するものと考えており、これまでから、国に対して刑務所の移転をはじめとした有効活用の検討を要望している。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 3 月 2 日 平成 30 年 3 月 9 日	予算特別委員会	国有地の有効活用に向けた調査・検討について質疑応答
平成 30 年 9 月 27 日	本会議 代表質問	「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の検討について
平成 30 年 10 月 4 日 平成 30 年 10 月 16 日	決算特別委員会	京都刑務所の敷地の有効活用について質疑応答

平成 30 年 10 月 29 日	総務消防委員会	「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略(素案)」に関する市民意見募集について理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 2 月 4 日	総務消防委員会	「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略(素案)」に関する市民意見募集の結果及びまちづくり戦略(案)について理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 2 月 25 日	本会議 代表質疑	京都刑務所の敷地の有効活用について
平成 31 年 3 月 5 日 平成 31 年 3 月 13 日	予算特別委員会	「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」について質疑応答

第 9 京都市レジリエンス戦略の策定について

1 概要

「レジリエンス」という言葉は、元々、物体が元に戻ろうとする力を意味し、心理学や生態学で主に用いられていたが、2001 年のニューヨークでの 9.11 同時テロにおいて、復興に向けた合言葉として用いられたことから、災害や危機への対応において、広く使用されるようになった。

本市は、平成 28 年に、アメリカの慈善事業団体ロックフェラー財団（以下「財団」という。）による「100 のレジリエント・シティ^{※1}」プロジェクトに参加する 1 都市として選定された。これを機に、本市における都市の「レジリエンス」の充実・強化を図るための取組指針となる戦略の策定を開始し、戦略の策定に当たっては、平成 29 年 2 月に、財団との協働による初めての取組として、分野の壁を越えた多様な関係者の参加の下、「アジェンダセッティング（課題設定）・ワークショップ」を開催し、平成 30 年 2 月には、市民ぐるみの実践につなげていくきっかけとするため、「レジリエント・シティ京都市民フォーラム」を開催し、約 450 名の市民が参加された。

また、本戦略の策定等の推進体制として、平成 29 年 4 月 1 日付けで、藤田裕之前副市長をレジリエント・シティ京都市統括監（CRO^{※2}）に任命し、同月に全庁的な推進体制として、「京都市レジリエンス推進本部」（平成 30 年 7 月に「京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGs」推進本部として統合）を設置するなど、京都創生・SDGs と一体でレジリエント・シティの実現に向けた取組を進めた。

上記の取組に加えて、平成 31 年 1 月から市民意見募集を行い、数多くの意見を踏まえたうえで、平成 31 年 3 月に、「京都市レジリエンス戦略」を策定した。本戦略では、京都が魅力あるまちであり続けるために、6 つの重点的取組分野を掲げるとともに、それぞれの分野におけるレジリエンスを高め、分野相互がつながり、支え合うことによって、分野間の隙間を埋め、危機が付け入る隙をなくしていくことを目指していく。

※1 自然災害や人口減少のような様々な危機に、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市。財団が 2013 年から 3 箇年をかけて世界の 100 都市を選定し、レジリエンスの構築に向けた財政的、技術的支援等を提供。

※2 「100 のレジリエント・シティ」プロジェクトが全ての加盟都市において設置を必須としている職位。本市において戦略を策定及び実行するとともに、庁内外の多様なステークホルダー（関係者）とのレジリエンスについての対話を促進する。また、本市が持つ資源を都市レジリエンス構築のために総合的に活用できるよう、市長及び各部局等に対し必要な助言等を行う。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市レジリエンス戦略

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 4 月 24 日	総務消防委員会	レジリエンス戦略の推進について質疑応答
平成 30 年 10 月 2 日 平成 30 年 10 月 3 日 平成 30 年 10 月 17 日	決算特別委員会	レジリエンス戦略策定の今後のスケジュール等について質疑応答
平成 30 年 12 月 17 日	総務消防委員会	「京都市レジリエンス戦略（案）」に関する市民意見募集について理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 2 月 26 日	本会議 代表質疑	レジリエンス戦略の推進について
平成 31 年 2 月 27 日 平成 31 年 2 月 28 日 平成 31 年 3 月 12 日	予算特別委員会	レジリエンス戦略の策定等について質疑応答
平成 31 年 3 月 14 日	総務消防委員会	「京都市レジリエンス戦略（案）」に関する市民意見募集の結果及び戦略（改訂案）について理事者報告及び質疑応答

第 10 「京都市交響楽団条例」の制定について

1 概要

京都市交響楽団（以下「京響」という。）は、昭和 31 年 4 月に、日本で唯一の自治体直営オーケストラとして発足後、60 年にわたり、「市民に愛され、世界に誇れる一流のオーケストラ」を目指して、多彩な事業を実施してきた。

平成 21 年度からは、自治体直営を維持しつつ、運営を財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人化）に移管することで、「運営の安定性」と「高い運営自由度」の両立を実現し、定期演奏会入場者数や演奏収入が 1.5 倍になるなど着実に成果を挙げており、平成 27 年にはサントリー音楽賞を受賞するなど、文化芸術都市の創生に向け、大きな役割を果たしている。

こうした中、国において特別職非常勤嘱託員の任用要件の厳格化等を趣旨とする、地方公務員法及び地方自治法の改正（平成 29 年 5 月公布、令和 2 年 4 月施行）がなされ、京都市交響楽団楽団員についても対応が必要となった。

法改正への対応については、平成 21 年 2 月市会における全会一致の付帯決議を尊重するとともに、財団運営によって実現した成果を活かすため、①京都市が京響の設置に責任を持つこと、②運営の安定性を確保（財政・人的支援）すること、③高い運営自由度の下で、一層経営力を強化すること、の 3 点を基本方針に据えた。そして、この基本方針に基づき、楽団員を財団職員化することとし、京響の位置付けの明確化に向けて条例制定の検討を行った。

その結果、平成 31 年 3 月 20 日に、今後も文化芸術都市の創生に貢献していくという京響の役割や財政支援その他の本市の責務について定めた「京都市交響楽団条例」を制定した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市交響楽団条例

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 12 月 18 日	文化環境委員会	地方公務員法等改正に係る京都市交響楽団の対応について理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 3 月 4 日	予算特別委員会	京都市交響楽団条例の制定について質疑応答
平成 31 年 3 月 20 日	議案・審議結果	京都市交響楽団条例を全会一致で可決

4 付帯決議

平成 21 年 3 月 19 日

議第 1 号 平成 21 年度京都市一般会計予算に対する付帯決議（抄）

1～2 （略）

3 京都市交響楽団の京都市音楽芸術文化振興財団への移管に当たっては、「より一層市民に愛され、世界に誇れるオーケストラ」として京響を発展させるという趣旨に沿っ

て、本市として以下の点に留意して取り組むこと。

- (1) 楽団員の身分と給与等については従来どおり保障すること。
- (2) 財団と協議のうえで戦略的な経営ビジョンを明確にし、京都市交響楽団組織の強化を図ること。その際、マネジメントに当たる音楽スタッフと演奏を行う楽員の役割を明確にし、楽員が質の高い演奏を追求できる環境整備に努めること。
- (3) 京都市交響楽団の運営状況や、財団内に設置される京都市交響楽団事業特別会計（仮称）については、移管後も本市が責任を持って把握できる体制を作ること。
- (4) 市民還元事業の実施を継続すること。小学生対象の音楽鑑賞事業についてもできるだけ市民負担を軽減して継続実施できるよう努めること。

4～7 （略）

第 11 「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する 条例」の制定について

1 概要

京都には、伝統産業や先端産業をはじめ、様々な産業を営む企業が数多く存在している。これらの企業は、京都のまちに集まる人々との継続的な交流の中で、先義後利、不易流行、利他の心といった哲学を先人から受け継ぎ、独自の企業文化を発展させるとともに、商店街や地域コミュニティの活性化、市民文化の継承などにも大きく貢献してきた。

しかしながら、現在、99.7 パーセントを中小企業が占める京都市内の企業は、経済活動のグローバル化の進展に伴う競争環境の激化や、人口減少社会の到来に伴う事業活動の担い手不足など、大きな課題に直面している。このような状況の中、様々な業種の若手・中堅経営者らによる未来志向の議論の場として本市が平成 28 年度に創設した京都市中小企業未来力会議（平成 30 年 12 月に、「京都市地域企業未来力会議」へ名称変更。）において、「京都・地域企業宣言」が平成 30 年 9 月に発表された。この宣言は、京都のまちに根差して活動する事業者を「地域企業」と位置付けたうえで、「地域企業」が、京都を拠点に日本の活力源となり、共生社会の担い手として、世界の人々の笑顔あふれる未来を創造していくことをうたったものであり、この宣言の実践が、豊かで活力に満ちた地域社会を将来にわたって維持するために必要である。

そこで、本市としてこの宣言の趣旨に賛同し、その理念を広く浸透させ「地域企業」の活動と持続的発展の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、その施策の策定及び実施に当たっては、地域企業の実態を把握し、その意見を適切に反映するように努めることを本市の責務として規定した「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」を平成 31 年 3 月に制定した。この条例は、企業規模を基準とせず、地域との繋がりに着目した全国初の条例である。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都・地域企業宣言
- ・ 京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例

3 市会の動き

日付	会議種別等	概要
平成 30 年 9 月 27 日	本会議 代表質問	京都・地域企業宣言及び中小企業振興について
平成 30 年 10 月 3 日	決算特別委員会	京都・地域企業宣言について質疑応答
平成 30 年 10 月 16 日	決算特別委員会	京都・地域企業宣言及び条例の制定等の取組について質疑応答
平成 30 年 12 月 3 日	産業交通水道委員会	「京都市地域企業の持続的発展に関する条例」（仮称）骨子案に関する市民意見の募集について理事者報告及び質疑応答

平成 30 年 12 月 21 日	産業交通水道委員会	「京都市地域企業の持続的発展に関する条例」（仮称）制定後の本市の取組等について質疑応答
平成 31 年 2 月 25 日	本会議 代表質疑	京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例について
平成 31 年 3 月 6 日 平成 31 年 3 月 12 日 平成 31 年 3 月 13 日	予算特別委員会	京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例の制定について質疑応答
平成 31 年 3 月 20 日	議案・審議結果	京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例を全会一致で可決

第 12 京都経済センターのグランドオープンについて

1 概要

京都経済百年の計である京都経済センターの整備に関しては、関係 6 団体（京都市、京都府、京都商工会議所、（公社）京都工業会、（一社）京都産業会館、京都信用保証協会）で構成する検討委員会においてトップ会議を重ね、京都を代表するビジネスの中心地である四条室町に経済団体等が集結することにより、様々な知恵が融合し、新たな価値を生み出す交流と融合の場を提供し、京都経済の活性化に資することを目的として、同センター建設に向けた整備計画の正式合意が平成 27 年 7 月になされた。

これに伴い、建物の詳細等について調整を図るため、検討委員会に京都織物商業協同組合と（一財）京都府中小企業センターを加えた 8 団体で、新たに「京都経済センター建設委員会」を設置した。

そして、同建設委員会が、京都経済センターの建設主体となる SPC（特別目的会社）※等をプロポーザル方式により公募し、平成 28 年に事業者を決定し、平成 31 年 4 月の完成に向けて整備を行った。

整備に当たっては、京都の交通の結節点である立地をいかし、多くの人々が集まり、交流するにぎわい施設を整備し、四条烏丸、四条室町エリア一帯の魅力向上と活性化を図るとともに、多様な人々の交流と協働を促進し、新たなビジネスの創出を支援する拠点として「オープンイノベーションカフェ」を開設することとした。また、3 階から 7 階までのオフィスフロアに入居する経済団体や産業支援機関、各事業組合など、中小企業支援機能を集積し、オール京都で地域企業支援に取り組むための総合支援拠点として、京都経済センターは平成 31 年 3 月にグランドオープンした。

※ 企業が資金調達等の特別な目的で設立する会社。本プロポーザルでは、建設事業者と金融機関等のコンソーシアムによって組成され、自ら資金調達を行って施設整備事業を行う会社を想定した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都経済センターのグランドオープンについて
- ・ 市民しんぶん第 923 号（抄）

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 4 月 25 日	産業交通水道委員会	京都経済センターの観光案内の機能等について質疑応答
平成 31 年 2 月 8 日	産業交通水道委員会	京都経済センターのグランドオープンについて理事者報告及び質疑応答
平成 31 年 2 月 20 日	予算特別委員会	京都経済センターについて質疑応答

第 13 児童虐待に関する本市の取組について

1 概要

平成 30 年 3 月に東京都目黒区、平成 31 年 1 月には千葉県野田市において、両親から虐待を受け、女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。

また、平成 29 年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談件数は 13 万件を超え、5 年前と比べると倍増している。

本市においては、これまでから、各区役所・支所の子どもはぐくみ室における母子健康手帳発行や乳幼児健康診査、地域ネットワークによるつながりを活用すること等により、各関係機関が幅広い子育て支援を行うとともに、虐待の兆候がある場合は速やかに児童相談所と連携し対応するなど、児童虐待の早期発見に努めてきた。

また、児童相談所においても、児童福祉法に基づく配置基準の「各児童相談所の管轄地域の人口 4 万人に 1 人」を大きく上回る、2.5 万人に 1 人の児童福祉司を配置し体制強化に取り組むとともに、子ども虐待防止アクティブチームによる初期対応や 24 時間 365 日対応の子ども虐待 SOS 専用電話の設置、休日夜間における緊急対応、あらゆる関係機関との連携により、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に取り組んできた。

一方、京都府下の児童虐待の相談・通告件数も増加傾向にあり、また、全国各地で子どもの「いのち」が脅かされるような事件が発生していることに鑑み、府市の児童相談所が足並みをそろえて、子どもの「いのち」を徹底的に守っていくための方策について、本市、京都府及び京都府警察で協議を進め、平成 30 年 10 月に、本市・京都府児童相談所及び京都府警察の間で、「児童虐待に係る京都府児童相談所及び京都市児童相談所並びに京都府警察との情報共有に関する協定」を締結し、それぞれが保有する情報（例：児童相談所は虐待該当の有無、警察は把握している事案の内容）を、必要な範囲でよりの確かつ円滑に相互共有できるよう、ルールを明確化した。

国においては、千葉県野田市で発生した事案を受けて、平成 31 年 2 月、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化」を閣議決定した。

各地方自治体においても、児童相談所が在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認及び児童虐待が疑われる事案の緊急点検が行われ、本市も、緊急点検及び安全確認等を行い、対象となった全児童について安全を確認している。

引き続き、児童虐待から全ての子どもを守り抜くための取組の推進を図っていく。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「児童虐待に係る京都府児童相談所及び京都市児童相談所並びに京都府警察との情報共有に関する協定」の締結について
- ・ 児童相談所が在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認及び児童虐待が疑われる事案の緊急点検について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 8 月 22 日	教育福祉委員会	本市で発生した児童虐待事案について質疑応答
平成 30 年 9 月 27 日 平成 30 年 9 月 28 日	本会議 代表質問	児童虐待の防止について
平成 30 年 10 月 4 日	決算特別委員会	児童虐待防止対策等について質疑応答
平成 30 年 10 月 25 日	議案 審議結果	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書を全会一致で可決
平成 30 年 11 月 7 日	教育福祉委員会	「児童虐待に係る京都府児童相談所及び京都市児童相談所並びに京都府警察との情報共有に関する協定」の締結について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 11 月 30 日 平成 30 年 12 月 19 日 平成 31 年 2 月 6 日	教育福祉委員会	児童虐待について質疑応答
平成 31 年 2 月 25 日	本会議 代表質疑	児童虐待の防止について
平成 31 年 3 月 5 日 平成 31 年 3 月 12 日 平成 31 年 3 月 13 日	予算特別委員会	児童虐待について質疑応答
平成 31 年 3 月 14 日	教育福祉委員会	児童相談所が在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認及び児童虐待が疑われる事案の緊急点検について理事者報告及び質疑応答

第 14 JR 嵯峨野線梅小路京都西駅の開業について

1 概要

京都駅西部エリアは、古くは平安京の南部に位置し、南北に貫く都のメインストリート・朱雀大路を中心に、東西の市や鴻臚館などの重要な都市機能が集積した地域である。とりわけ梅小路公園界わいでは、現在、京都水族館や京都鉄道博物館など、民間事業者による大きな集客施設が集積し、本市も、梅小路公園の拡張再整備や京都中央市場の施設整備及びそれに伴う「賑わいゾーン」の創出に向けた取組を進めている。

京都・丹波口間の新駅については、平成 26 年に、京都商工会議所、大内学区自治連合会・七条学区自治連合会（連名）及び梅小路活性化委員会から、七条通付近における新駅の設置についての要望を受け、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）と共同して検討を行った。結果、平成 27 年 2 月に、本市と JR 西日本との間で基本合意書を締結し、その後設計検討を進め、平成 28 年 9 月に、安全祈願祭・起工式典を執り行い、工事着手した。

駅名の名称は、平成 30 年 3 月 26 日から 4 月 27 日まで駅名の公募を行った。その結果、1257 件もの応募があり、いただいた意見を踏まえて、駅名は「梅小路京都西駅」と決定した。これは、駅が所在する「梅小路公園」は、周辺地域を象徴する存在として地域の方に親しまれており、京都市の駅名公募結果においても、「梅小路」はキーワードとして最多数であった。また、京都駅の西側約 1.7km に位置し、京都観光の新たなサブゲートとなることから「京都」「西」を付与した名称とした。

駅舎については、「梅小路公園及び京都駅西部エリアにある観光の玄関口の駅として、地域との連携を育むデザイン」を基本コンセプトとした。駅側面は京都の町並みの「縦格子・縦縞」、京友禅の反物の「縦長矩形」を想起させる形態とし、駅改札口付近には工芸品等に用いられる「梅柄（光琳梅）」の形状を引用するなど、京都らしい色彩計画を取り入れた駅デザインにした。また、新駅と七条通の北側を結ぶ歩行者空間の整備、梅小路公園再整備等の駅周辺施設の整備も行った。

結果、平成 31 年 3 月 16 日に、梅小路京都西駅開業及び周辺整備事業完成式典を開催し、同日開業した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ JR 嵯峨野線 京都・丹波口間新駅 駅名決定について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 8 月 30 日	まちづくり委員会	新駅の開業に伴う周辺地域の整備等について質疑応答
平成 30 年 10 月 10 日	決算特別委員会	七条通に架かる歩道橋の整備について質疑応答
平成 31 年 1 月 10 日	まちづくり委員会	JR 梅小路京都西駅において実地視察を実施

平成 31 年 1 月 24 日	まちづくり委員会	JR 梅小路京都西駅の歩行者専用橋の事業費等について質疑応答
------------------	----------	--------------------------------

第 15 交通事業における増収増客に向けた取組について

1 概要

交通局では、平成 28 年 8 月に、平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間を取組期間とする「市バス・地下鉄中期経営方針」を策定し、地下鉄事業の経営改善、市バス事業の自立経営の堅持により、将来にわたって「市民の足」としての役割を果たしていくことを基本方針として、駅ナカビジネスをはじめとする積極的な増収・増客策の推進、また、路線・ダイヤや IC カードサービスの充実等による利便性の向上やお客様サービスの向上に取り組んできた。

平成 29 年度決算において、地下鉄事業では、「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」に向けた全庁を挙げた取組や、民間と行政の共汗による「チーム『電車・バスに乗るっ!』」の取組の推進により、1 日当たりの旅客数は、前年度の 37 万 9 千人から 8 千人増の 38 万 7 千人となり、運輸収益は前年度比 4 億円の増収、経常損益は 3 年連続となる 2 億円の黒字を計上した。また、経営健全化計画より 1 年前倒しで健全化団体からの脱却を実現した。市バス事業では、安全運行の推進や、喫緊の課題である市バスの混雑対策、路線・ダイヤの充実等を着実に実施し、お客様の更なる利便性の向上を図る取組を積極的に推進したことにより、1 日当たりの旅客数は、前年度の 36 万 3 千人から 5 千人増の 36 万 8 千人となり、運送収益は前年度比 3 億円の増収、経常損益は 23 億円の黒字を確保し、平成 26 年度以降 4 年連続で「自立した経営」を堅持した。

平成 30 年度においては、市バスの路線・ダイヤの充実、地下鉄の新ダイヤの実施及び IC カードサービスの拡充をはじめとする利便性向上や、トラフィカ京カードによる乗継割引額の拡充をはじめとするお客様サービスの向上等、更なる増収増客に資する取組を進めた。一方で、両事業ともに、今後車両・設備等の更新に多額の費用を要するなど、極めて厳しい経営状況となることを見込まれる中、市民の大切な財産である市バス・地下鉄を、将来にわたり安定的に運営し、「市民の足」としての役割をしっかりと果たしていくことができるよう、平成 31 年 3 月に、令和元年度から 10 年間で計画期間とする「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」を策定した。経営ビジョンでは、経営基盤の強化を図るため、事業の根幹である運賃収入の増収に向け、市バス・地下鉄のネットワーク全体での利用促進や利便性向上に取り組む、お客様数の増を目指すとともに、駅ナカビジネスをはじめとした附帯事業収入の増収に向けた取組を推進することとしている。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 市バス 90 周年記念ヘッドマークのデザインが決定しました！
- ・ JR 東海とのコラボによる京の明治 150 年記念ウォーキングの開催について
- ・ 明治 150 年記念「京都の交通事始め」及び市バス 90 周年記念「電車・バスファン感謝祭」の実施について
- ・ 「市バス 90 周年記念懐かしの風景を巡る 市バス・市電の軌跡ラリー」の実施について

- ・ 市バス 90 周年記念オリジナルトラフィカ京カードの発売について
- ・ 市バス「京都岡崎ループ」のクリスマス装飾イベントの実施について
- ・ ★市バス・地下鉄もクリスマスの装いに★ 市バス・地下鉄のクリスマス装飾について
- ・ Kotochika クリスマスイベントの開催について
- ・ 明治 150 年記念「市電デザイン ICOCA」の発売について
- ・ 「Twitter」を活用した市バス・地下鉄の運行情報等の発信を開始します
- ・ 平成 31 年 3 月実施の市バス新ダイヤについて
- ・ トラフィカ京カードの乗継割引額の拡充について
- ・ トラフィカ京カードへの京都バスの参画について
- ・ 京都市立銅駝美術工芸高等学校×京都市交通局 高校生が京都の文化を発信！～市バス観光系統車内アートの完成及び感謝状贈呈式の実施～
- ・ 「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」の策定について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 30 年 4 月 25 日	産業交通水道委員会	京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会の第 3 回開催内容等について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 5 月 22 日	本会議 代表質問	交通事業における市民サービスについて
平成 30 年 5 月 25 日	産業交通水道委員会	地下鉄烏丸線車両の新造にかかるデザイン懇談会」の開催内容及び地下鉄烏丸線新型車両のデザインコンセプト（案）について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 6 月 22 日	産業交通水道委員会	「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会」の第 4 回審議内容及び新たな経営ビジョンの骨子案等について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 7 月 27 日	産業交通水道委員会	「地下鉄烏丸線新型車両デザインコンセプト（案）」に対する意見募集の結果及び第 3 回「地下鉄烏丸線車両の新造にかかるデザイン懇談会」の開催について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 8 月 24 日	産業交通水道委員会	【質疑応答】 地下鉄東西線西大路御池駅 4 番出入口の通行口の設置について など
平成 30 年 9 月 7 日	産業交通水道委員会	経営ビジョン策定に向けた骨子案への市民意見募集の結果及び「市バス・地下鉄御利用状況調査」の結果について理事者報告及び質疑応答

平成 30 年 9 月 27 日 平成 30 年 9 月 28 日	本会議 代表質問	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度交通事業決算について ・市バスの混雑対策について
平成 30 年 10 月 4 日 平成 30 年 10 月 5 日 平成 30 年 10 月 9 日 平成 30 年 10 月 16 日 平成 30 年 10 月 17 日	決算特別委員会	【質疑応答】 市バス・地下鉄の更なる増収増客に向けた取組について など
平成 30 年 10 月 19 日	産業交通水道委員会	「地下鉄・バスなび」について質疑応答
平成 30 年 11 月 28 日	本会議 代表質問	市バスの混雑対策等について
平成 30 年 12 月 3 日	産業交通水道委員会	バス停における混雑対策等について質疑応答
平成 30 年 12 月 21 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会」の第 5 回審議内容等について ・前乗り後降り方式及び大型手荷物に対応した車両の導入等について
平成 31 年 1 月 25 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 3 月実施 市バス新ダイヤについて ・地下鉄烏丸線新型車両の内装，外観デザイン（案）について
平成 31 年 2 月 8 日	産業交通水道委員会	【質疑応答】 経営ビジョン検討委員会からの答申を踏まえた今後の混雑対策について など
平成 31 年 2 月 25 日 平成 31 年 2 月 26 日	本会議 代表質疑	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス・地下鉄事業について ・市バス特 37 号系統について
平成 31 年 2 月 28 日 平成 31 年 3 月 1 日 平成 31 年 3 月 12 日 平成 31 年 3 月 13 日	予算特別委員会	【質疑応答】 市バス・地下鉄の更なる増収増客に向けた取組について など
平成 31 年 3 月 15 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 <ul style="list-style-type: none"> ・交通局における市バスの混雑対策について～市民生活と観光の調和を目指して～ ・「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（案）」について

資 料

第1 平成30年度 市会本会議・常任委員会等開会数一覽

本会議, 市会運営委員会等														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考(内数)
本会議	2	4	0	1	0	4	3	3	1	0	3	1	22	
市会運営委員会	4	7	0	3	0	6	7	3	3	0	5	2	40	理事会17回
常任委員会 (討論結了等含む)														
総務消防委員会	2	2	2	2	1	1	3	1	2	1	1	2	20	実地視察1回
文化環境委員会	1	3	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	20	実地視察2回
教育福祉委員会	1	3	2	2	1	3	2	2	2	1	1	2	22	実地視察0回
まちづくり委員会	1	2	2	1	2	0	2	1	3	2	1	2	19	実地視察2回
産業交通水道委員会	1	2	2	1	2	1	2	1	3	2	1	1	19	実地視察3回
計	6	12	10	7	8	6	11	7	12	7	5	9	100	
予算・決算特別委員会 (討論結了等含む)														
予算特別委員会	0	4	0	0	0	12	4	7	1	0	15	15	58	小委員会 2回
														第1分科会 14回
														第2分科会 14回
														第3分科会 14回
決算特別委員会	0	0	0	0	4	22	0	0	0	0	0	0	26	第1分科会 7回
														第2分科会 7回
														第3分科会 7回
計	0	4	0	0	0	16	26	7	1	0	15	15	84	

第 2 平成 30 年度 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願								陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数						継 続
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
30年度	総務消防	0	116	116	0	115	1	0	116	0	2
4/24	文化環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	教育福祉	0	9	9	0	0	8	1	9	0	25
3/22	まちづくり	3	0	3	0	0	3	0	3	0	8
	産業交通水道	0	1	1	0	0	1	0	1	0	3
計		3	126	129	0	115	13	1	129	0	42

第 3 平成 30 年度 市会本会議における議案審議件数一覧

区 分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 決 見 書 議	そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
定例会	4/24 (4月開会市会) ~4/27	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
定例会	5/17 (5月市会) ~5/31	0	11	0	11	19	1	0	15	35	46
定例会	7/26 (7月特別市会)	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
定例会	9/19 (9月市会) ~10/25	0	12	0	12	10	4	17	24	55	67
定例会	11/22 (11月市会) ~12/7	0	5	0	5	9	7	0	105	121	126
定例会	2/19 (31年2月市会) ~3/20	0	5	0	5	97	23	0	45	165	170
合 計		0	34	0	34	135	35	17	190	377	411
審議結果	可決 ^{※1}	0	23	0	23	135	34	0	189	358	381
	認定 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	17	1	18	18
	修 正	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	継 続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	否 決	0	11	0	11	0	0	0	0	0	11
	撤 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成30年度 月別・

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
00 総記	1		3				1	3	
10 哲学									
20 歴史・地理	2	3	1			3	1	1	
3 社会 科学	0 総記	2	1		1			1	
	1 政治	2	1	1	1	3	3	3	2
	(18)地方自治	5	5	5	4	8	1	4	5
	2 法律	3	1			3	1		5
	3 経済		3	1	1		1	1	1
	4 財政	1						2	
	5 統計			1			1		
	6 社会	7	2	8	9	5	2	5	6
	7 教育	1		1	1	1	2	3	2
	8 風俗・習慣							1	
9 国防・軍事				1		1			
小計	21	13	17	18	20	12	19	22	
40 自然科学		3	1	2				2	
50 工学	2	6	4	5	4	3	1	2	
60 産業	3	6	4	6	4	3	2	3	
70 芸術	1		2	1		1	3		
80 語学				1					
90 文学									
*1 別置図書	1	1			1	2	2	1	
*2 岩波新書									
*3 加除									
合計	31	32	32	33	29	24	29	34	

*1 別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など

*2 平成6年12月まで図書として受入っていた経緯があり，平成30年度に計上した。

*3 平成30年度に図書室内の加除式図書を計上した。

*4 庁舎移転に向け，平成30年度に蔵書の点検を行い台帳を整理するとともに，不要な蔵書を

分類別 蔵書数一覧

(単位：冊)

12月	1月	2月	3月	受入数 合計	除籍 合計	差引 増加数	29年度末 蔵書数	30年度末 蔵書数
1	2		1	12	698	▲ 686	846	160
					451	▲ 451	664	213
	1	2	1	15	729	▲ 714	1,966	1,252
1				6	1	5	146	151
2	1	2	1	22	51	▲ 29	873	844
2	5	5	5	54	86	▲ 32	2,042	2,010
1	3	1	2	20	1,272	▲ 1,252	2,143	891
1	2	2	2	15	114	▲ 99	645	546
1	1	3	3	11	▲469	480	169	649
			1	3	▲86	89	173	262
8	4	11	8	75	448	▲ 373	1,857	1,484
1	2	4	3	21	399	▲ 378	727	349
		1		2	85	▲ 83	241	158
				2	54	▲ 52	65	13
17	18	29	25	231	1,955	▲ 1,724	9,081	7,357
	3	1	1	13	155	▲ 142	355	213
4	5	3	2	41	42	▲ 1	795	794
3	4	3	5	46	26	20	500	520
1	1	1	1	12	53	▲ 41	268	227
				1	58	▲ 57	215	158
		1		1	85	▲ 84	154	70
				8	▲199	207	475	682
			1,762	1,762		1,762		1,762
			126	126		126		126
26	34	40	1,924	2,268	4,053 ※4	▲ 1,785	15,319	13,534

廃棄したことによるもの。

第5 平成30年度 月別・分類別

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
00 総記			1	1			
10 哲学	1			2		1	1
20 歴史・地理	13	2	3		2	3	1
3 社 会 科 学	0 総記		1		1		
	1 政治	1			1		3
	(18)地方自治	3	4	6	5	4	3
	2 法律	4	5	5	7	5	5
	3 経済			1	1		
	4 財政				1	1	1
	5 統計						
	6 社会			1	3	2	
	7 教育		3				
	8 風俗・習慣	1					
9 国防・軍事							
小計	9	13	13	19	12	9	10
40 自然科学				1		1	
50 工学	2	1	4	3	3	3	2
60 産業	1	6	2	9	7	4	3
70 芸術	1			9			
80 語学	1			1			
90 文学							
* その他		4	3	4	14	10	9
合計	28	26	26	49	38	31	26

(*その他：雑誌、白書、その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

11月	12月	1月	2月	3月	30年度 合 計	29年度 合 計	増△減
1					3	7	▲ 4
		1			6	11	▲ 5
2	9	10	2	1	48	54	▲ 6
	2				4	2	2
3		3	4		15	16	▲ 1
3	2	3	2		36	58	▲ 22
	2			1	34	51	▲ 17
1					3	12	▲ 9
		2	4	1	10	15	▲ 5
					0	0	0
4	1	5	2	2	25	30	▲ 5
1	1	1			7	12	▲ 5
					1	1	0
					0	0	0
12	8	14	12	4	135	197	▲ 62
1					3	2	1
3	1				22	49	▲ 27
3	6		2	1	44	38	6
1	1				12	9	3
					2	1	1
					0	2	▲ 2
	6	42	5	4	101	94	7
23	31	67	21	10	376	464	▲ 88